

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和3年12月10日（金）  
午前10時00分～午後2時38分  
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長	渡 辺 しんじ	副委員長	藤 條 たかゆき
	委員	橋 本 由美子	委員	いぢち 恭 子
	委員	池 田 けい子	委員	折 戸 小夜子
	委員	いじま 文 彦		

出席説明員	企画政策部長	藤 浪 裕 永	施設政策担当部長	榎 本 憲志郎
	市民自治推進担当部長	田 島 元	行政管理課長	小 柳 一 成
	企画課長事務取扱(兼)			
	市民自治推進担当課長事務取扱			
	資産活用担当課長	内 田 直 人	広報担当課長	尾 崎 ゆかり
	総務部長	渡 邊 眞 行	総務契約課長	櫻 田 芳 恵
	人事課長	佐 藤 彰 宏	文書法制課長	岩 田 具 嗣
	防災安全課長	城 所 学		
	市民経済部長	鈴 木 誠	市民課長	片 岡 千 晴
	経済観光課長	渡 邊 哲 也	観光担当課長	三 浦 博 幸
文化施策担当課長	宮 崎 武			

## 案 件

件 名	結 果
1 3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」の提出を求める陳情	趣旨採択すべきもの
2 3陳情第15号 アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情	審査未了
3 第87号議案 多摩市議会の議決すべき事件を定める条例の制定について	原案可決すべきもの
4 第88号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5 第86号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更について	原案可決すべきもの
6 第89号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
7 第90号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
8 所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについて	継続調査
9 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市国土強靱化地域計画について	企画課
2 「(仮称)地域委員会構想」の検討経過について	企画課
3 市制施行50周年記念事業について	企画課
4 多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について(令和4年3月改正予定分)	行政管理課
5 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(令和4年3月改正予定分)	行政管理課
6 多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について	行政管理課
7 多摩市ブランドビジョンの決定について	秘書広報課
8 令和4年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について	総務契約課

9	多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	文書法制課
10	「多摩市消防団条例」及び「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正について	防災安全課 人事課
11	新型コロナウイルス感染症への取組状況（11月30日現在）	課税課 納税課 市民課 経済観光課
12	「永山マイナンバーカードセンター」について	市民課
13	「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーンの実施状況について（報告）	経済観光課
14	キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会進捗状況について	経済観光課
15	令和4年度企業誘致条例の改正骨子（案）について	経済観光課
16	中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正について	経済観光課
17	特定生産緑地の指定について	経済観光課 課税課

午前10時00分 開会

渡辺委員長 　　ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」の提出を求める陳情を議題とする。

なお、3陳情第14号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

事務局 　　3陳情第14号について、これまでの署名は163名だった。本日までに追加の提出が302名あった。合計して465名である。

渡辺委員長 　　本件については、陳情者から発言の申出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 　　ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者（保田千世氏） 保田千世である。私がこの陳情を提出した一番の理由は、戦没者の遺骨などの混ざった土砂を採取し、埋め立てに使ってしまえば、戦没者を追悼し、ご遺骨をご家族にお返しできなくなってしまうからである。また、戦没者の遺族が高齢化する中、一柱でも多く早期に遺骨を遺族に引き渡すために、平成28年に超党派で成立した戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の趣旨にも違反しているからである。この法律に基づき、10月から厚生労働省は、沖縄を含むほぼ全ての戦場の遺骨のDNA鑑定申請を

遺族に呼びかけているが、遺骨の混ざった土砂を埋め立てに使用してしまえばDNA鑑定ができなくなる。沖縄遺骨収集ボランティアの方たちによれば、沖縄の遺骨は爆弾の直撃などで肉体がばらばらになり、骨が粉々に砕けてしまっているそうである。だから、遺骨を取り除いた上で土砂を埋め立てに使用することは不可能である。遺骨の尊厳を傷つけることなく、丁寧な配慮をしつつ、遺骨の収集を推進するという政府の遺骨収集基本計画にも違反していると思う。

また、沖縄戦には日本全国各地から多くの兵士が赴き、亡くなっている。この問題は沖縄だけの問題でなく、全国的な問題である。様々な立場を超えた人道上の問題である。だから、沖縄県議会では、与党自民党をはじめ全会派一致で、沖縄戦戦没者の遺骨等の混入した土砂を埋め立てに使用しないよう政府に求める意見書が採択された。大阪市議会でも大阪維新の会、自民党、公明党、共産党の全会一致で意見書が採択され、沖縄県外でも、10月18日時点で109自治体の議会で意見書が採択されている。多摩市でも、遺族会の会員の中に沖縄戦戦没者の遺族がおられると聞いている。多摩市遺族会会報を読むと、遺骨収集返還を遺族の方たちが願っていることがわかる。

また、琉球朝日放送は、西銘沖縄担当大臣は10月5日の就任会見で、沖縄戦戦没者の遺骨が残っているとされる南部土砂を辺野古の埋め立てに使用する計画について、一般論として常識としてどうなのかという思いはあると語ったと報じている。

多摩市議会議員の方々に個人的にご意見をお伺いしても、遺骨交じりの土砂を埋立てに使用するのは心情的にはよくないと個人としては思うというのが大部分だった。この問題は、非核平和宣言都市である多摩市民が、年々風化していく戦争の悲惨さや平和のとうとさ、命の大切さを思い起こすことにもつながっていくと思っている。

以上、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書の提出を求める陳情の補足説明をさせていただいた。

渡辺委員長

以上で、市民発言を終わる。

本件については、沖縄本島南部地域からの戦没者の遺骨を含む土砂採取

について、市議会として反対する旨の意見書の提出を求めるものである。よって、陳情内容への賛否、また、議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長      ご異議なしと認める。  
これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長      それでは、これをもって意見交換を終了する。  
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

いぢち委員      いぢち恭子である。3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」の提出を求める陳情について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

遺体、遺骨をどう扱うかという件については個々の社会や国家においてかなりの差があるが、少なくとも日本人は古来亡くなられた方が残したものに対して強い畏敬と尊重の念を抱いてきた。亡きがらであれ、遺灰であれ、ただの物体として扱うことには激しい抵抗を感じるのが私たちの普遍的な社会通念であるはずである。ましてや戦没者の遺骨がそのまま放置されることに痛みを覚えないということはありません。それゆえに法律までもがつくられているのだと理解している。日本人の心情に背き、戦没者を冒瀆し、法律をも無視する行為は即刻中止しなくてはならない。

以上、ネット・社民の会として採択の立場での意見討論とする。

池田委員      3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」について、公明党を代表して意見を申し上げます。

沖縄戦では20万人以上が亡くなったと言われている。また、南部を中心に3,000体近い遺骨が残されているとも言われている。本当に沖縄戦では県外から送られた若者も犠牲になり、沖縄だけの問題ではなく、遺骨を含む土砂が使用されるとしたら本当に基地反対に対する賛否以前の人道上の問題ではないか、このようにも考える。本年3月、公明党沖縄本部と

しても、この戦没者が眠る沖縄本島南部地域からの土砂の調達は人道上許されないという考えを示して県民の配慮を強く求め、沖縄県議会においても公明党が合意形成に尽力して全会一致で採択していることも承知をしている。

しかし、地元沖縄で同意見の意見書がしっかりと出されている中、土砂が使われるという可能性があるということだけでは、私たち多摩市議会があえてこの1点だけをもって意見書を提出するのはどうなのだろうと考える。本当に日本で唯一住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑みて、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の上からも、まずは日本政府がしっかりと戦没者の遺骨収集を実施することを求めるということにも鑑みて、趣旨採択とさせていただきたいと思う。

橋本委員

3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」の提出を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択の立場で意見を申し上げる。

戦没者を冒瀆する土砂の採取計画は直ちに撤回するべきと考えている。現在も遺骨収集のボランティアに取り組んでいる「ガマフヤー」の皆さんは、ご遺族のもとに遺骨のかわりに届いたご霊石は戦没地の土砂と言われている。そのご霊石を埋め立てに使うのは、国がさきに行った慰霊行為を自ら否定することだとお話しされている。遺骨土砂の問題は基地建設の賛否ではなく人道上の問題であり、沖縄戦で亡くなった日本兵は全国から派遣された青年たちだったことから、沖縄の問題ではなく全国の問題、そして多摩市の問題である。戦没者の遺骨収集は国の責務である。政府は戦没者の無念と遺族の心情に寄り添い、遺骨の収集と返還に全力を挙げるべきであり、戦没者を冒瀆する土砂採取計画を撤回するのは当然である。

関係者によると、遺骨に配慮した上で土砂を採取するなどと言うが、戦後76年が経過し風化が進む遺骨が土砂にまじっているかどうかは、目視などではとてもできないことである。採石業者は重機で掘り進めているのだから、多くは遺骨に気づかず丸ごと採取することにならざるを得ないのが実情である。陳情者の文面にもあるように、戦没者の遺骨収集の推進に

関する法律の趣旨に反する行為は直ちにやめるべきではないだろうか。そのための意見書提出を急ぐべきである。以上申し上げて採択の立場の討論とする。

折戸委員

3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」の提出を求める陳情に対して、我が会派を代表して採択の立場で討論する。

まず太平洋戦争が始まって、12月8日でちょうど80年という月日が流れた。戦争はあってはならない。多くの命をなくし、そしてその人たちの人生を大きく変えてしまったという事実がある。そしてなお沖縄においては、私たち本土では味わうことのない侮辱的な戦争の爪跡が残されているわけである。

そういった状況を踏まえている中で、亡くなった方たちへの手厚い形の慰霊というものが尊重されるのは当たり前のことであり、人として尊ぶべきことだと考えている。しかし、辺野古への埋め立てに沖縄本島南部地域の戦没者の遺骨が含まれているその土砂をまた採取して埋めてしまうということは、二重のやはり道徳的な意味で否定されるということにつながっていくと、これはやはりあってはならないことであるし、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律もできていることである。それを基調にしてやはり積極的に、この陳情者が申し上げているように沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書を多摩市議会として提出するのは当然のことと考えている。以上申し上げて、採択の討論とする。

いいじま委員

3陳情第14号 「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に基づき、「沖縄県戦没者の遺骨等を含む土砂の採取の断念を政府に求める意見書」の提出を求める陳情について、新政会を代表して討論する。

陳情には沖縄防衛局の件が触れられている。これは昨年4月に沖縄防衛局が沖縄県へ公有水面埋立法に基づく埋立変更承認申請書を提出した件を指すものと思われる。この変更承認申請書において、変更承認後の埋め立てに使用する土砂の調達先には沖縄県内7地区、沖縄県外11地区が記載されており、沖縄本島の南部地区もその一つに含まれている。これは調査業務を受注した業者が、沖縄県内で採石業者に対して広くアンケート調査

を行い、県内から土砂を出荷することが可能であると採石業者から回答を得た場所を取りまとめたものであり、これらの地区はあくまで候補地である。変更承認後の埋め立てに使用する土砂の調達先は変更承認後の工事の実施段階で決まるもので、県内と県外のどちらから調達するかも含め、現時点では確定していない。

国でも、お遺骨の問題は大変重要であると考えていることから、土砂の調達については今後しっかりと検討していくとしている。沖縄はさきの大戦において凄惨な地上戦を経験し、そして多くの尊い命が失われ、沖縄の地は焦土と化した。我々は、沖縄の人々の筆舌に尽くしがたい困難と癒えることのない深い悲しみ、これらを強く胸に刻んで、戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない。

沖縄では、戦後76年を経過した今もなお厚生労働省と沖縄県で役割を分担して、故郷に帰るのを待ちわびる戦没者のお遺骨の収集が進められている。国でもお遺骨の問題は大変重要であると捉え、検討していくとしており、我が市議会から意見書を出すまでには至らないと考えるが、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律の基本計画にもあるように、遺族の方々の心情に鑑み、戦没者の遺骨の尊厳を損なうことのないよう丁寧な配慮をしつつ戦没者の遺骨採取を推進すべきことは至極当然のことであり、国にはさきに述べた土砂の調達についてもそのことを踏まえしっかりと検討していただくことを強く申し上げて、新政会としては本陳情を趣旨採択とする。

藤條委員

ただいま新政会を代表していいじま委員に述べていただいたとおりである。私としても趣旨採択であることを申し述べたいと思う。

渡辺委員長

これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ同数である。よって多摩市議会委員会条例第14条の規定により、委員長において本件に対する裁決をする。本件について委員長は趣旨採択すべきものと裁決する。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

なお、ただいま趣旨採択すべきものとした陳情は、議会として意見書提出をすることを求める内容であるが、全員一致ではなかったため、委員会として本会議に意見書案の提出は行わないことにする。

日程第2、3陳情第15号 アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情を議題とする。

なお、3陳情第15号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

事務局 3陳情第15号についてこれまでの署名は325名だった。本日までに追加の提出が45名あった。合計して370名である。

渡辺委員長 本件については、陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により、発言は5分以内となっている。なお、1分前になったら、その旨をお知らせするので、時間内で発言をお願いします。

また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔明瞭に、陳情書に沿って発言してほしい。

それでは、氏名を言われてからご発言願う。

陳情者(稲富氏) 東寺方に在住している稲富と申す。アルプス処理水の海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情に当たって市民発言の機会をいただき、ありがとうございます。

皆様ご存じのように、政府は、今年4月13日、東京電力福島第一原発の構内に保存されている放射性物質トリチウムを含む処理水について、これまでの約束をほごにして海洋放出するとの方針を正式決定した。それで、その後着々と今準備を進めているところである。これまでアルプス処理水について、政府と東京電力が福島県漁連と2015年に取り交わした約束がある。資料1が、皆さんに行っていると思うが、それを示す文書である。

これは原子力資料情報室が作成したもので、ホームページに載っている。アルプス処理水の海洋放出、地元との約束として3点が挙げられている。経済産業省と福島県漁連との間で交わされた約束文書には、関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わないとの明確な記載がある。また、経済産業省と全国漁連のどの約束文書にも同様の内容の記載がある。そして

さらに、東京電力からは福島県漁連に対して、関係者の理解なしにいかなる処分も行わず、処理水は敷地内のタンクに貯留すると明確に回答をしている。さらにその下の段には、当時の宮沢洋一経済産業大臣も国会で同様な発言をしている。これだけはっきりとした約束があるのに、国や東京電力がいとも簡単に約束を破る、こんなことを許していいものだろうか。全国漁業協同組合連合会の岸宏会長も、政府方針が発表された当日に強く抗議すると怒りに満ちた声明を発表している。それは資料2に書かれたとおりである。ぜひご覧になっていただきたいと思う。

福島県内では、漁業者はもとより、県内の7割を超える43市町村議会からも反対の意見や慎重であるべきとの意見書が上がっている。また、世論調査においても、海洋放出に反対の声が多数となっている。こうした地元の声を見捨てて海洋放出を強行することは、福島はこの10年間の復旧復興に向けた努力を水泡に帰すことになり、漁業、農業、観光はもちろん福島のあらゆる産業と地域の衰退をもたらすことは明らかである。その被害は甚大である。

一方、廃炉汚染水処理を担う東京電力のこの間の不祥事や隠蔽体質、損害賠償への姿勢に大きな批判が高まっている。国民からの信頼は地に落ちている。その東京電力が海洋放出のデータ管理を行うのだから、またぞろデータの改ざんや不都合な事実を隠蔽するのではないかの懸念は払拭されない。アルプス処理水にはトリチウム以外にも除去し切れない放射性物質の存在が明らかになっており、環境ばかりか人体への影響も懸念される。

今、政府がやるべきことは、海洋放出の結論ありきの拙速な方針決定ではなく、汚染水の保管場所の確保や、大型タンクでの保管なども含めたあらゆる処分方法を十分検討して、市民、県民、国民への説明責任を果たすことである。国民的な理解と納得の上で処分方法を決定すべきである。放出完了まで30年から40年かかると言われている。処理水といえども汚染水に変わりはない。それらを長期間にわたって放置することは絶対あってはならない。多摩市議会として賢明なご判断をいただいて、アルプス処理水の海洋放出に反対する意見書を国に提出いただくようお願いをして、市民発言とする。

渡辺委員長

以上で市民発言を終わる。

本件については、原発事故を起こした原子炉から発生している放射能汚染水を多核種除去装置にて処理したアルプス処理水の海洋放出について、市議会として反対する旨の意見書の提出を求めるものである。よって陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について、委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。これより意見交換を行う。意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

藤條委員

それでは、3陳情第15号 アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情について、新政会を代表し、不採択とする。

汚染水を多核種処理設備アルプスを使って処理したものが、このアルプス処理水である。アルプス処理水に含まれるトリチウムは自然界にも存在をしている。そして、アルプス処理水の処分は、まさに廃炉と福島の復興のために避けては通れない課題である。この認識は陳情者とも異なるものではないだろう。タンクに処理水を貯留し続けることは問題の先送りでありいずれこれ手詰まりとなる。廃炉や復興の実現には、アルプス処理水の処分を同時に行っていくことが重要である。

その方法としては、海洋放出と水蒸気放出が現実的な処分方法であり、モニタリングが比較的容易な海洋放出が、より確実に処分を実施できる手段であると専門家からの意見もされている。ただし、どういった方法であっても風評が生じるのは避けられないために、それらへの対策を同時に取っていく取り組みもまた必要になってくるだろう。まずは国が科学的な根拠に基づきわかりやすい情報発信を行い、モニタリング調査と風評影響を受ける可能性のある産業への支援を継続的に行っていくべきと考える。国民一人ひとりが福島を人ごととせず、現状にしっかりと目を向けて、情報を慎重に見極めて考えていくことが何より福島の復興につながると申し上げ、討論とする。

橋本委員

3陳情第15号 アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表して採択の立場で討論する。

今年4月13日、政府は東京電力福島第一原発でタンクにためている放射能汚染水について海洋放出処分することを決定した。2011年3月の原発事故による放射能汚染は、多くの住民の暮らしとなりわいに深刻な被害を及ぼした。土地も、そして海も汚染され、農林水産業は大きく制約された。福島の農林水産業の現状は、昨年2月の政府報告でも、福島県産の米や和牛肉の価格が震災前より安い状況が続いている、消費者の購買行動だけでなく流通構造の問題に発展し、風評被害が固定した状態になっていると指摘されている。

政府は薄めて流すことを強調している。しかし、トリチウムの総放出量は変わらない。汚染水が海洋放出されているとなれば、農林水産業をはじめ地域への大打撃になることは明らかである。世論調査でも、例えば読売新聞3月9日付では71%が反対している。海洋放出に固執せず、タンク増設など対策を取り、問題解決に英知を結集すべきである。地学関係者の間では、地下300メートル付近の地層構造は大変複雑であり、海洋に放出してもそれが全て解決する道ではないと研究者は言っている。

また、トリチウム以外の物質についても、今それを軽々に海に流すということは、人体への影響も出るのではないかという危惧もある。福島第一原発は溶け落ちた核燃料デブリを冷やすために壊れた原子炉に水を注いでいる。デブリの放射性物質が溶け込んだ汚染水は原子炉建屋地下に流れ込む地下水と混ざって増量するため、冷却用に再利用する分以外はタンクにためている。タンクに限界があると言われていたが、海洋放出の決定を急ぎ過ぎている。現実な選択であるとか確実に実施できるとする方向を出す一方、海洋の1キロ先までそのトンネルを延ばすなど具体的なことを今掲げている。

一方では、農協、漁協、そして森林業者が反対を明言し、商工団体や自治体も風評被害が復興の妨げになることを懸念している。何とかその対策を取ると言っても、明確な対応は行われていない。特に全漁連は昨年6月の総会で海洋放出に断固反対することを全会一致で決めている。10月に

は政府に対して、海洋放出されることになれば風評被害の発生は必至であり、その影響は我が国の漁業の将来に壊滅的な影響を与えかねないと言っている。汚染水が増え続けるのは原発事故が収束していないためである。まずそのことをしっかりと認識すべきである。そのしわ寄せを事故を引き起こした東京電力と政府が事故被害者に押しつけるなど、許されるものでは絶対がない。復興の妨害となる海洋放出方針を撤回すべきである。多摩市議会として海洋放出に反対する意見書を即刻提出すべきと考える。以上、討論とする。

いち委員 3 陳情第 15 号 アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求め  
る陳情について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

まず第 1 に前提とすべきは、原発事故によって生み出された放射性物質の核種がほとんど未知数だということである。そもそも原子力発電はあまりに危険度が高いために、あらかじめ非常時を想定した実験や検証を行うことができない。その意味で、著しく不条理かつ非科学的な技術である。事故由来の核種が何種類生み出され、それぞれが人体や環境にどのような影響を及ぼすかという確実な研究やデータはない。アルプス処理水の安全性についても同様である。

また、原発事故で生まれた人工放射性物質を自然界に存在するものと同一とみなすことは科学的に誤りであり、国民を欺く言説と考える。海洋放出が希釈されるから大丈夫だという説に至っては、今や国際的課題である環境保護の根本を理解していないと言わざるを得ない。福島原発事故に関しては、収束どころか、いまだ溶解落ちた核燃料の行方もわからず、今後何年間にわたって放射性物質を発生させるかもわからない状況である。核発電に限らず、世界にも日本にも悲惨な公害の実例は数多くあり、私たちはそこから教訓を学ばなければならない。例えばアスベスト被害など、当初は有害性、危険性が認められず問題を深刻化させた例は幾らでもある。

政府は過去の失敗に鑑み、また核汚染の深刻度を考慮して徹底した予防原則を貫くべきである。事故終息には程遠く、汚染水が増える一方であることは国と事業者の責任であり、そのツケを地元に戻すことなど断じてあってはならないことである。地元事業者等の理解と同意を得ないまま海洋

放出の方針を決定することは、環境的にも政治の手続としても到底認められるものではない。以上、ネット・社民の会として、採択の立場での意見討論とする。

池田委員

3陳情第15号 アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情について、公明党を代表して意見を申し上げる。

意見としては、新政会の発言と同等である。あえて付け加えさせていただくならば、この陳情にある別の方法で処理することを考えるということであるが、この対案を示さず多摩市議会としてただ反対を唱えるというのはいかかなものかと思う。

しかしながら、国民、また特に地元の方々への丁寧な説明はしっかりと行っていただくべきであり、風評被害を発生させないための行動、また対策は国が責任を持って行うべきだと考える。復興を進め、地元の方々が安心して住める状況をしっかりとつくることに全力で取り組むべきとも考えるので、公明党は趣旨採択とさせていただく。

折戸委員

アルプス処理水海洋放出に反対する意見書提出を求める陳情について、フェアな市政を代表して意見・討論を申し上げる。

まずこの原子力発電所事故が起きてもう既に10年を経ても福島復興がなかなか目に見えていない、本質的な解決がされていないのに、この海洋放出をせざるを得ないというかしてしまおうと決めてしまうのは、やはり安易な処理方法を国が決められているということではないかと思う。第一に、アルプス処理水海洋放出の方針を決定したことに強く反対している全漁連の声明にもあるように、漁業者の思いを、自分たちの生活の根源であるところを踏みにじってしまうことであると同時に、その魚が汚染されたまま私たち国民が食べるような状況になるとしたら、これは命に関わる問題でもあるし、その安全性についての明確な説明がないし、証言もない。そういった中で、軽々にただ処理をすればいい、たまった物を海が広いから流せばいいということで解決するものではないと考える。

そのことを踏まえると、福島第1原発の放射能の汚染問題を本質的に解決するために、この陳情書にあるように放出決定に強く抗議するという態度で多摩市議会からも意見書提出をしていくということは大事な第一歩だ

と考えるので、討論としては、採択の討論としたいと思う。

いいじま委員 先ほど、新政会を代表して行った藤條委員の討論に追加する形で不採択の立場で討論する。

陳情者の先ほどのお話の中で、まず東京電力が信頼できないような旨のお話があったが、政府としては、安全に関する規制基準を確実に守ることはもちろんである。また、国際機関や地元自治体などの第三者の目による監視をしっかりと入れながら透明性を確保していくことが重要と、政府も考えているところである。

また、福島県漁連との約束をほごにしているのではないかというお話もあったが、政府としては、過去に福島県漁連に示した考えをほごにすることは考えていないと表明をしている。また、実際に海洋放出が行われるまでにはあと約2年の間がある。その間に政府は理解を深めるべく、徹底的な理解醸成活動を求めていくとしている。我々の会派からも、地元のご理解を得られるようしっかり国に努力し続けることを申し上げて、討論とさせていただきます。

渡辺委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が3名、趣旨採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が2名である。いずれも過半数に達していない。よって本件は審査未了となった。

日程第3、第87号議案 多摩市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求めます。

藤浪企画政策部長 それでは、第87号議案 多摩市議会の議決すべき事件を定める条例についてである。本件については、市の長期計画である総合計画のうち、現行の計画ではまちづくりの基本理念や将来都市像といった基本構想の部分について制定または変更等を行うに当たり、市議会の議決をいただくことを規定する条例を制定するものである。

内容については企画課長から説明させていただきます。

田島企画課長 こちらの案件については、議案書では非常に短い条例になるので、改めて資料をご用意させていただいた。総務常任委員会のフォルダに入ってい

るが、案件3という3つ目の資料をお開きいただきたければと思う。

今、企画政策部長からあったが、新たにこの多摩市議会の議決すべき事件を定める条例の新規制定をお願いしたいと考えている。

9月の総務常任委員会の協議会でもお話をさせていただいたが、こちらの経過について、まず資料の1枚目をご覧くださいければと思う。そちらにお書きしたが、地方自治法が平成23年5月2日に改正され、新たな新法が公布された。その中身が、箱が2つあるが、下の箱にある地方自治法第2条の第4項については、これは旧法で削除された項目になっているが、市町村については、その事務を処理するに当たって議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないといった旧法の規定があったが、先ほど申し上げた平成23年5月2日付の改正する法律の中で削除されたので、現行では基本構想を定めるに当たって議会の議決を経るといった義務規定がなくなっている。

これに伴い、上の箱にあるが、総務大臣通知が同日の平成23年5月2日付で発令されている。平成23年当時の改正は、地方分権改革推進計画に基づいた様々な義務づけの廃止の一環として行われたところであるが、このように基本構想に関して議会の議決の義務規定が削除されたことに伴い、そちらにもあるが、同じく地方自治法の第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断によって引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であるといった内容の総務大臣通知が出ている。

第96条第2項については、先ほどの第2条第4項の下に記載しており、第96条自体が議会の議決事項を列挙された条項になるが、その第2項において、「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」といった規定がある。この規定に基づいて今回、地方自治法第2条第4項で規定されていた義務づけがなくなったが、各市町村の判断で基本構想については議会の議決を経ることを継続して行うことができるといった内容の総務大臣通知が来ていたところで

ある。これを受けて多摩市においては、ご案内のとおり今第五次多摩市総合計画が動いているところであるが、平成22年、2010年の12月議会において、今の第五次総合計画の基本構想については議決を行っていたところである。

今回の法改正となったので、各市町村については基本構想、総合計画の改定のタイミングがその後になったところも数多くある。次のページが26市中その他の25市の状況を見ていただく資料になる。多摩市においてはたまたま法改正の直前に基本構想の議決をいただいて第五次総合計画が動いているところだったのでかなり後発的な動きになっているが、他の自治体においてはこのように総合計画条例を新たに策定しその中で規定している自治体、この例として府中市など9市、次が、今多摩市としても行っていきたいと思っている、先ほど見ていただいたこの地方自治法第96条の第2項の規定に基づいて議決すべき事件とする条例を定めている自治体が八王子市以下9市ある。

その他に、自治基本条例の中にこのような同等の規定を設けている市が三鷹市のほか4市ほどある。その他にも(4)として、次期の計画策定までまだ期間がある自治体が1市、これ具体的には日野市がそうであるが、そのほか、議会基本条例の中にこのような規定を設けている市が2市ほどある。

このように、どの条例で規定するかについては各市様々な対応をしているが、基本的にはこの法改正があった後に総合計画、特に基本計画を策定する自治体については、旧法の規定に沿って議会の議決を基本的には取っている状況にある。

こちらに鑑みて、最後大きな3番であるが、多摩市においてもこういった基本構想については、先ほど企画政策部長の説明もあったが、将来都市像、まちづくりの基本的考え、基本的な方向性等、特に多摩市の中でも最上位に規定する計画でもあるので、こういった計画をつくるに当たっては引き続き議会の議決をいただくことが必要不可欠と考えているので、今回この第96条第2項の規定に基づいて、このような条例を提案させていただいているところである。

渡辺委員長        これをもって説明を終わる。

                         これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員            議会基本条例のことも出たが、基本条例を決めるときに第8条で、私たちはこの基本構想以外のことについても追加することができる、これは議会全体の意思のもとに明確にしてやっていけばできるということに今のところなっているが、今回地方自治法が変わったことによって新たな条例ということであるが、市としては基本構想だけではなく全体像の計画という形で議決を経るという形の選択は考えなかったのか、また、もしその辺のところについてのお考えがあれば聞かせてほしい。

田島企画課長      これまでについては、先ほど申し上げたように基本構想については法の規定があるので、法の規定に基づいて基本構想については議会の議決、具体的に前回は平成22年12月議会において特別委員会をつくっていただき、その中で議決をいただいたところである。その後、具体例で言うと第五次総合計画については今第3期基本計画が動いているところであるが、第3期基本計画をつくったときがちょうど平成30年度・31年度にかかるところであったが、その中では、今までの対応としては議会の中でも基本計画が重要でもあるので、全員協議会を開催いただいてその中で議会の皆様に質疑をいただいた上で、最終的には市として決定したところである。

                         基本的な対応として、他市の状況も今回見させていただいたが、基本的に基本構想については先ほど申し上げたように様々な条例の中で規定して議会の議決を引き続き得ているという対応は変わらないが、例えば今回当市と同じように考えている八王子市以下9市の対応を見させていただいても、9市中7市については基本構想で、2市は基本計画についても基本的には議会の議決を取っているという対応であるので、多摩市としては、基本的にこれまでと同様に最上位の将来都市像や基本的な考え方を示している基本構想レベルについては引き続き議会の議決をいただければと考えている。

橋本委員            考えとしては、私たちもいろいろ変えるときの権利というかそういう手段を持っているわけであるから、全部市が決めてくれというわけではないが、計画まで包含したのになると、ある意味のためらいも生じる。結構

長い期間にわたって何時間も関わることで、市長が替わることによってまたその細かいところを変えることができる余地が、今は計画を議決していないというところでもあるかと思っているが、今後多摩市として計画まで決めるようにすれば議会の責任も重くなると思うが、その辺のところについてのお考えを最後に聞かせていただきたいと思います。

田島企画課長　　今、第五次総合計画の考え方で申し上げますと、基本構想については今回の第五次総合計画からおおむね20年を見据えてつくっている。その中で、第1期、第2期、第3期と基本計画をつくってきたが、基本計画については基本的な考え方として市長の任期に合わせてローリングさせていただいているので、今現在は第3期の基本計画を動かしているところである。基本的に今後についても、基本構想をどのタイミングでつくっていくかはここで明記していないが、基本構想をつくり、その下に基本計画を置いていくと、名称等についてはまた変わっていくかもしれないが、大きな考え方はそれほど変わらないかと思っている。

したがって、これまでの基本計画の部分については、基本的には市長の任期に合わせて新たにつくった計画についてもローリングさせていくところについては引き続き同じような考え方を取っていきたいと思っている。

渡辺委員長　　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　　質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第87号議案 多摩市議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長　　挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第88号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

榎本施設政策担当部長 それでは、第88号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、9月の協議会でご説明いたしましたとおり、多摩市立複合文化施設の再開館と多摩市立市民活動交流センターの開館に当たって、新たに施設内に整備するレストラン及び喫茶スペースについて行政財産使用料を設定するため、本条例別表第1の一部を改正するものである。

詳細については、担当課長よりご説明する。

内田資産活用担当課長 議案書は11ページをご覧くださいと思います。

多摩市立複合文化施設内レストラン等については、施設の改修に伴うレイアウト変更によって使用面積が201平米から254平米に53平米ほど増えるところであり、現行料金月額20万1,000円から25万4,000円と、5万3,000円の増額の見直しを行うものである。

また、多摩市立市民活動交流センターについては、使用面積19平米の喫茶スペースの新設に伴い、今回料金区分を追加して、月額1万9,000円とするものである。

この改定によって、全体としては月額7万2,000円、年額にして86万4,000円の収入増となる見込みである。ご承認を賜れば令和4年1月4日からの施行を予定しているので、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

いぢち委員 ただいまのご説明を伺って、今回の増額に関しては平米数、面積が増えるためという理解でよろしいか。

内田資産活用担当課長 委員の言われるとおりであり、複合文化施設が53平米ほど増えるところである。平米単価としては1,000円で、これを据置きし、53平米増えるので5万3,000円の増額をさせていただくところである。

いぢち委員 今いろいろ社会情勢が厳しい中で基本は料金据置きという対処をしていたことは本当に納得する。それで、今回はレストランとカフェにつ

いて新たに事業者も決めてリニューアルに向けて動いていくと思うが、これまでのパルテノン多摩の中のレストランあるいはカフェは、もちろん一生懸命営業していただいているが、文化ホールあるいは多摩市とは全く関係なく、本当にお店が入っているという状態である。これから先のことであるが、千葉県にある某アミューズメントパークなどは規模も全然違うが、例えば様々なお店、ホテル、駅に至るまでが一つのコンセプトのもとに来街者も楽しんでもらえるようなまちづくり、あるいはエンターテインメントの一環として営業されている。同規模のことがこの多摩市でやれるかどうかはともかく、今後せつかくリニューアルされる施設内に入っていたくので、多摩市ならではのパルテノン多摩ならではの何らかの演出、店づくりのコンセプトを考えていく余地はあるのだろうか。

宮崎文化施策担当課長 パルテノン多摩のレストラン、カフェについてであるが、こちらは今回パーク P F I 事業者と連携するので、多摩中央公園の改修もあり、パルテノン多摩と多摩中央公園を一体的に人とにぎわいをというところで、今回はパーク P F I 事業者がレストランを選定し、パルテノン多摩のレストランに入っていたくような形になっている。

いぢち委員 伺いたいことと少しずれたが、先日議会の中でも新しくパーク P F I に基づいてどのようなものがつくられるのか非常に議論が集中したところである。我が会派としては、ただレストランを入れる、カフェを入れるのではなく、統一的なコンセプトのもとに何らかつくっていただける、あるいはそういったところに何か市民と一緒にやれるものが入れるとまではなかなか難しいと思うが、そういった統一的なコンセプトのもとに多摩中央公園、そしてパルテノン多摩、中央図書館も含めて、あの一帯のまちづくりリニューアルを打ち出していく、そのことが見えてくると、まさに多摩センター駅前全体の、あの地域全体の活性化が当然視野に入っているわけで、そういった事業者の方々に対しても、例えばこのようなことができるという様々なモデルケースの提示にもなるかと思う。

これは意見としてとどめておいていただいて結構であるが、ただレストラン、カフェということではなく、そういったことも視野に入れて事業者の皆さんとまちづくり振興のための様々な手だてを考えていただき

たいと思っている。

橋本委員 施行予定日が1月4日となっているが、当然カフェもレストランも、例えば7月からオープンとしても厨房の用意等様々な形で事前の工事があるかと思うが、事前の工事に入ったところでこの使用料をいただくのか、当然それは1日にはならないので日割りという形になっていくのかをお聞きする。

内田資産活用担当課長 言われるとおり行政財産使用許可になるので、行政財産の使用の申請を受けてから許可を出すことになる。それから、日割り計算という形で料金を請求していくことになろうかと考えている。

工事期間中は料金を取らず、運営を開始して収益を得る段階で料金を発生させるような考えでいる。

橋本委員 非常にサービス精神が旺盛というか、収益を得るための準備期間は取らないというのは例外的だと私は思うが、例えば3月1日から1か月かけてカフェの準備をして4月1日からオープンというときに、3月のお金は要らない、どうぞ自由にと、電気代等様々なことが出てくると思うが、その辺の整理で、収入が入ってきたときから料金が発生するというのはそれでいいのかという感じがするが、そこはいかがか。

内田資産活用担当課長 電気代等の光熱水費については別で整理している。そこら辺については使用した料金を請求させていただくような形を取っていきたいと思っている。

橋本委員 これは条例の一部を改正する条例の制定についてであるが、議会でそういう準備期間は無料でやることを簡単に決めてしまっているのかと、今聞いていて思う。その辺のところは、この使用及び使用料に関する条例では、ほかも全てそうなのか。

内田資産活用担当課長 今までの整理の中では準備期間中は使用料を取ってこなかったところであり、今回についても同様の扱いをしていきたいと考えているところである。

橋本委員 これはもしかしたら所管の課長が今このレストランとそれからカフェについてということだけではなく全体に全部そういうことだとしたら、市民的に言ったら、マンションを契約して、そのときから工事を始めている間

も自分の所有権としてお金をいただくのは、これはある意味良いか悪いかは別にして当然のことだと思うが、多摩市はどのようなところでもそのように使用が始まったところ、いわゆるその主旨とする使用が始まったその日からお金をいただくということで位置づけているのか、しつこいようであるが、そこをお聞きしたいと思う。

宮崎文化施策担当課長 パルテノン多摩の場合は、指定管理ということでレストラン、カフェをやっていただくような形であるが、レストラン、カフェを入れることでその施設の価値を高めるという位置づけがあるという中で、このような整理になっていると理解している。

橋本委員 ここで、本当に確かめて初めてえ？という感じを得たが、これは、パーク P F I の中でレストラン等が決まっていくことも確かめているので、指定管理をする、そしてパーク P F I をずっとやっていくその債務負担行為もこの間私たち通したが、そういう形でもうお話が出来上がっていて、その中での使用料の部分だけ私たちが審議するとしたら、ここであれこれ言えない部分もあるが、その辺、施設政策担当部長はどのように整理して考えておられるのか。

榎本施設政策担当部長 パーク P F I という形で今回させていただく中で、公募設置要綱の中で提案を求めたところで、ここについては任意提案であったが、提案者からここについても積極的にやっていきたいということであった。まさしくこのところについては、先ほど来質問があったとおりの地域の活性化、まさしくパーク P F I 導入の理念等に基づいて多くの市民の方に使っていただきながら地域の活性化を進めていこうということで、パーク P F I の中での公募要件として示させていただいて、任意提案という中で応募があったところで、その応募を受けて積極的に使っていただきたいと。

ただ、そこについては行政財産であったので、行政財産の使用料は一定いただきながら、その中で民間の力を借りて何とかその飲食スペース、先ほど質問あったとおりの、そこが良いものになるように、良い提案をいただいたものを実現できるようにしていきたいということで、我々としては、お金をいただくというよりも、そのいただいた中で良い提案を活性化に結びつけていただいて、パーク P F I を導入した理念を進めていきたいとい

うことをご審査をお願いしているところである。行政財産の使用許可については、行政財産の条例に基づいた考え方があるので、そのルールの範囲の中で今回使用料の改定ということをご審査をいただいております。お認めいただきたいという考え方をご提案をさせていただいているところである。

橋本委員 最後確かめるが、これはパーク P F I という新しい形でやる中でのレストランやカフェであるから今のような整理になったのか、それとも旧北貝取小学校跡地のようなところも始まるその日からいろいろそういう関係になっていくのか、その辺のところははっきり区分けができていいのか、それとも多摩市は全部そういう工事をしたり物を運び入れたりするときにはそういう行政財産の使用許可を得ていけば使用料は取らないという方針になっているのか、その辺について確かめる。

榎本施設政策担当部長 今ご意見をいただいたところであるが、先ほど来課長からお答えさせていただいたように、実際にそこで収益を上げるという段階で私どもとしては使用料をいただくという考え方でさせていただいているところであるので、今回の提案においても、先ほど答弁させていただいた考え方で進めさせていただきたいと思っているところである。

宮崎文化施策担当課長 訂正をさせてほしい。パーク P F I の公募設置指針にパルテノン多摩の飲食スペースの行政財産の使用許可という項目があり、こちらで内装工事の着工前までに行政財産の使用許可を得る必要があり、使用許可期間には内装工事に関わる工事期間や事業終了前の解体適用期間を含むものということで先ほどの答弁を訂正させていただきたいと思う。工事期間中も設置管理許可使用料は払うものとするということである。パルテノン多摩については今回パーク P F I 側で募集をしていて、そちらにそういう条件でと書いてある。訂正する。

橋本委員 ということは、多摩市の行政財産の使用及び使用料に関する条例の第3条や第4条でそのことを規定しているが、その中の例外項目ではないことが、今、文化施設担当課長が言われたことで確かめられたということである。よろしいか。

内田資産活用担当課長 答弁を間違えて申しわけなかった。訂正をさせていただいて、あくまでも申請に基づいて使用許可を出すので、その許可の段階から使用料

または使用料とは別に光熱水費も請求をしていくことになろうかと考えている。

榎本施設政策担当部長 答弁等で誤解を与えてしまい、大変申しわけなかった。私のほうも、今資産活用担当課長が申し上げた内容ということにさせていただければと思う。

藤條委員 今回レストランが25万4,000円、カフェが1万9,000円であるが、この金額が適正な料金なのかというその根拠をお示しいただきたいが、ある程度の相場感に基づいた使用料の設定なのか。

内田資産活用担当課長 ある程度立地条件が違うので、相場というところはあるかと考えている。ただ、今回公共施設とその周辺の市民の利用者の利便性を高めるということを指定管理の中でやっていただくことを考えているので、この1,000円が妥当だろうということで、公募条件にもこの1,000円を入れさせていただいて決めているところである。

藤條委員 もろもろあつての金額なのだと思うが、このカフェへ月額1万9,000円というところだけ見たらかなり安いという印象があるかと思う。ちなみに保証料や、あと例えばその場所を撤退する際の原状回復義務といったものはあるのか。

内田資産活用担当課長 行政財産使用許可の中で、許可を出す際に現状復旧というところは規定しているので、それは求めていると考えている。

保証料の規定はないところである。

藤條委員 原状回復は求めるが保証料はないということだった。民間で飲食店をやろうとすると、貸主のオーナーなどはその飲食店のリスクをヘッジするために家賃の8か月分を請求するのが民間の感覚、相場といったところだと思うので、そこら辺と比べると少しかけ離れているイメージはどうしてもある。もろもろのパークPFIというパッケージの一体の中での設定だと思うが、こうしたところも一応念頭に置いていただきながら事業者ともうまく話し合っていたらいいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第88号議案 多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第86号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡辺総務部長 本件については、秋川流域斎場組合より、東京都市町村公平委員会の共同設置に加入したい旨の依頼があった。これに基づき、地方自治法第253条の7の3の規定により準用する同法252条の2の2の第3項の規定に基づいて本案を提出するものである。ご審査のほどよろしく願います。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第86号議案 東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、第89号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本案については、東京都の最低賃金が令和3年の10月1日より1,041円に改定されたことに伴い、補助スタッフのチャレンジ雇用職員の報酬単価を1,013円から1,041円に改定するものである。

渡辺委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第89号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第7、第90号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを議題とする。

なお、第90号議案については、地方自治法第243条の2第2項の規定により監査委員への意見を求めたところ、お手元に配付したとおり異議のない旨の回答をいただいている。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 本条例については、地方自治法第243条の2の第1項の規定に基づいて、市長、委員会の委員、もしくは委員または職員の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるものである。

内容については、人事課長より説明をするのでよろしく願います。

佐藤人事課長 先般9月の総務常任委員会で説明した資料もあるので、そちらもご覧いただければと思う。

住民訴訟により市長や職員等が個人として損害賠償の責任を負うことがある。その場合の賠償請求額が高く、個人が支払える範囲を超えた過大で苛酷な負担を負うことがある一方、議会がそうした損害賠償責任について放棄の議決をするということも起き、その放棄の当否が問われることがあった。こうした問題を解決するために地方自治法の一部改正が行われ、地方公共団体の長等の損害賠償請求責任の見直し改正となった。それに伴い、このたび上げさせていただいたのは、市長等が個人で処理できる範囲を超えた過大で苛酷な損害賠償責任を負うことに対して、賠償額の一部を免責する規定を設ける条例である。

具体的には、実質的な賠償額として、市長は基準給与年額の6年分、副市長や教育長等は4年分、これ以外の職員は1年分と設定し、賠償額の総額から実質的な賠償額を引いた分は免責されることとしている。ご審査のほどよろしく願います。

渡辺委員長       これより質疑に入る。質疑はあるか。

いいじま委員     まず市長などの損害賠償の責任を免責するということであるが、もう少し具体的な趣旨を説明していただきたいと思う。

佐藤人事課長     市長が直接違法な公金の支出を行ったときに、市が行ったその違法な行為に対して住民が自ら訴訟することができる住民訴訟制度がある。市が直接違法な行為を行った賠償責任による賠償額を住民訴訟で訴えられ賠償請求されたときに、執行機関である市が直接その賠償額を支払うことができるが、市が支払いをしたその損害を補填するために、市から直接今度は市長や職員個人に対して賠償請求することができることになっている。そのときに多額の金額が発生するが、一部免責規定を設けないと支払うことができないということで、この制度を条例として制定するものである。

いいじま委員     今回やってやろうということはわかるが、もし賠償請求されて、認められたら払うのが普通である。結局住民訴訟等で高額な賠償額が認められた訴訟がだんだん多くなってきている。市長が払わなければいけないわけであるが、あまりにも大きいので、そうすると市長もこれから行政でいろいろな政策等思い切ったことをやっていくのに、住民訴訟であまり高い賠償請求があると今後市長や市全体の行動が萎縮していってしまうからこのよ

うな免責をするということか。そこのところをしっかりと説明しないといけないと思うので、説明してもらいたい。

佐藤人事課長　まさに地方自治法の改正では、長や職員に軽過失しかない場合であっても個人として多額で苛酷な責任を負うことによって萎縮してしまうところが出てくる、あるいは円滑な行政運営に支障が出てくるところがあるので、こうした問題を解決するために条例で賠償責任の一部を免責することを定めるということでご理解いただきたいと思う。

いいじま委員　萎縮しないようにということもあり、今回こういった改正がなされることに関しては一定の理解を示すものであるが、一方、住民訴訟を起こす側、請求側にとっては、最初から市長が善意無過失であれば免責分は訴訟で勝ってももらえない、最初から市長等などの免責分は実質的に請求できないに等しいことにもなるわけである。ということは、ある意味この規定は住民訴訟を起こす請求側の権利を制約するものとも考えられると思うが、この点について、地方自治法が改正されて今回多摩市で条例を改正するわけであるが、住民側の権利を制約してしまうものであるという点についてはどのように考え、整理されてきたのかお聞かせいただきたいと思う。

佐藤人事課長　住民訴訟制度は、市が行った違法な行為に対して住民自らが訴訟を起こせるもので、違法な行為を行った市長や職員が一定の損害賠償責任を負うことには変わらない。住民訴訟のうち法律で規定されている第4号の訴訟では、住民が違法な公金支出などの行為を行った市長や職員に対し損害賠償等請求できるよう、執行機関である市に対し裁判を起こすことができるものである。この場合、賠償責任の要件が故意または重過失とされているように、軽過失の場合に責任の軽減が図られ損害の全額について回復ができなくなるとしても、それ自体が住民訴訟制度の目的を損なうものではないと考えている。

いいじま委員　一応今回この改正に反対するものではないが、住民側にとってはそういう制約がされているところがあることは一応押さえていていただきたいと思う。

橋本委員　表をいただいて、市長は6年分、副市長は4年分。これは都の条例も都知事は6年分となっていたが、実質的な賠償額は基準給与年額の例え

6年分と書いてあるが、今だと実質幾らになるのか。何とはなしに漠としていてその額を聞きたい感じであるが、公表されていると思うので教えてほしい。

佐藤人事課長 基準給与年額というのは、損害賠償責任の原因となった事実が生じた月の給料または報酬掛ける12か月間、1年である。それと、同年度の期末勤勉手当、あと同月の各種手当、その中で扶養手当や住居手当、通勤手当等は除いている。その12か月で算出した金額となっている。市長はおおむね年額として1,700万円になる。副市長はおおむね1,500万円、教育長は1,400万円となっている。したがって、実質的な賠償額としては、市長だと約1,700万円の6年分で1億200万円ぐらいになるかと考えている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第90号議案 多摩市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとすることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

渡辺委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第8、所管事務調査 市民が望む庁舎建て替えについてを議題とする。

本件は継続案件である。本件については、令和3年6月14日に所管事務調査として位置づけた。9月2日の総務常任委員会では、所管事務調査の進め方について意見交換を行い、1、前期の委員会で取り寄せた他市の資料を各委員で読み込む、2、1を前提として市側との意見交換、3、市民意見の取り入れが重要であるため、手法や内容については市側との意交換の中で今後要望していく、以上の3点をもとに今後の所管事務調査を進

めていくことを確認した。また、10月12日には、市役所本庁舎建て替え基本構想策定方針についての勉強会を開催し、市側から、基本構想は庁内の策定委員会と庁外の有識者懇談会において検討を進める旨の説明があった。これを受けて今後の総務常任委員会では、年度内に2回開催される予定である有識者懇談会の報告に合わせて協議を行っていくことを確認した。また、11月4日には、今後の議論の参考とするため、現に庁舎建て替えを進めている府中市への視察を行ったところである。ここまでこのように進めてきたが、今後もさらに調査研究を進め、有識者懇談会についての市からの報告に合わせて協議を行っていくことにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

異議なしと認める。

最後に、議会運営委員会で所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については、委員長に一任いただきたいと思います。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

それでは、本日のご意見を受けて、今後も引き続き本所管事務調査に取り組んでいきたいと思う。また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第9、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにしたと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前11時43分 休憩

(協 議 会)

渡辺委員長       ここで協議会に切りかえる。

それでは1、多摩市国土強靱化地域計画について、市側の説明を求める。

田島企画課長       協議会資料の1をご覧いただきたいと思う。まず協議会資料としては1として2つ入れているが、そのうちの2番目である。カラー版の概要版と書かれているほうをご覧いただければと思う。今回11月付で多摩市国土強靱化地域計画を策定させていただいたので、そちらの内容についてご報告をさせていただく。

こちらについては、策定の趣旨にあるが、近年増加している豪雨等による土砂災害、洪水、また多摩市でも首都直下地震があると言われているが、そういった大規模な自然災害に備えていくために、国で国土強靱化計画を策定した。それを受けて東京都でもつくっているが、市町村においてもこういった地域版の国土強靱化計画をつくることになっているので、それを受けて多摩市としても今回この地域版の多摩市としての国土強靱化地域計画を策定させていただいたところである。そちらにあるが、位置づけとしては第五次多摩市総合計画の基本構想、基本計画があり、その下に位置づけをしていきたいと思っている。その中の国土強靱化地域計画が指針となり、各部門の計画があり、個別計画があるといった体系となっている。今回計画期間としては、今年度令和3年度と来年度令和4年度の2カ年という短い計画期間で考えている。今回、先ほども条例をご決定いただいたが、総合計画の改定を今後予定している。次期の総合計画の改定に合わせて今回作った本計画についても改定をしていきたいと考えている。

その資料の下の方の基本的な考え方である。こういった国土強靱化を進めていく上での基本的な考え方として、今回4つ置いている。まず一番重要なのが人命の保護、次は、まちの重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されていく、また、市民の方の財産及び公共施設に係る被害を最小限にしていくことと、最後に復旧・復興をやっていく。

こういった大きな4つの基本的な考え方のもとに、資料の右のほうに移っていただいて、8つの国土強靱化における推進目標を掲げている。人命

保護、救命・救助・医療活動を迅速にしていく、行政機能を確保する、情報通信網を確保していく、経済活動を機能不全に陥らせない、また電気、ガス、上下水道等のインフラを確保して早期に復旧していく、また二次災害をなるべく発生させない、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する、こういったところを推進目標に掲げている。

この目標ごとにリスクシナリオを置いており、基本的にはこういった状況にあって起きてはならないような最悪の事態を想定し、その想定ごとにこれからやっていく必要性の高い項目を、この計画の中で挙げているところである。

その次のページをご覧いただきたいと思うが、今申し上げた8つの推進目標ごとに、具体的にやっていく内容等について白丸で掲げているところである。8つを説明すると長くなるが、例えば1番目の人命保護を最大限に図っていくというところでは、学校施設の老朽化対策、保育所施設の改修、また消防団の体制の充実、市民の方の防災意識を向上していく、いざというとき等の広報機能を整備していく、こういった内容を各目標ごとに、今回の計画の中に入れさせていただいている。目標が8つ、リスクシナリオが30あり、その下に具体的な取り組んでいく内容を掲げたのが今回の計画となっている。

資料の表面にお戻りいただいて、最後に計画の推進ということで、先ほど申し上げた、こちらの第五次総合計画の下位に位置づけているので、今後の進捗評価についても第五次総合計画の評価とあわせて行い、限られた財源の中で効率的・効果的にこういった取り組みを推進していこうと考えているところである。

具体的には、もう一つの資料の1番目になるが、そちらについては個々の内容等になるので、今概要版で説明した内容が入っているところである。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、「(仮称)地域委員会構想」の検討経過について、市側の説明を求める。

田島企画課長 続いて協議会の2になる。資料を3つつけているが、協議会の2の最初のA4の1枚のみの資料をご覧いただければと思う。

議会の中でも逐次ご報告をさせていただいているが、「(仮称)地域委員会構想」の実現に向けて今検討を進めているところである。検討経過についてこの場をお借りしてご報告をさせていただきたいと思う。

大きな1番が自治推進委員会での議論を掲げているが、これまで令和元年の11月に第7期になる自治推進委員会を立ち上げた。これが2年間の任期になるので、この令和3年の11月で任期を終えて、ここで中間報告をいただいた。内容としては、次の資料にあるが、後ほどご覧いただければと思うが、これからの地域を共につくっていく、新たに地域協創という新しい概念をつくっていきたいと思っているが、地域協創による多世代共生型のコミュニティの形成を目指してというところで、今回中間報告という形で頂戴したところである。

内容については、そちらに掲げているが、議会でも一般質問等でご答弁させていただいているが、今回のこの地域協創は、新たな仕組みのことを地域共創という言い方にこれからしていきたいと思っているが、地域を支えていく、地域の中をつないでいく、地域の中で新たな人材を掘り起こしていくといった3つの大きな柱を掲げていきたいと思っている。その中で、持続的な地域のあり方について、これからの新たな仕組みの制度設計を今後進めていきたいと思っているが、特にこの支えるという点で、地域担当職員、また第三者的に地域を伴走支援していくような中間支援組織、また地域の中をつないでいくような、緩やかな、地域の中のつながりをつくっていく場とか機会をプラットフォームという言い方をしているが、そういったものを今後も引き続き継続、検討していきたいと思っている。併せて、11月に市の職員向けに第7期の自治推進委員会委員長である大杉先生からご講演をいただいたところである。

今後については、今月、来週になるが、第8期の自治推進委員会を立ち上げていきたいと思っている。基本的に第7期からいただいたのが中間報告という内容であるので、コロナもあり、モデルエリアでの実践的な検証もまだできていないところもあるので、引き続き委員についても半数は残

っていただいて、新たな委員の方にも入っていただいて、引き続きこの地域共創、新たな地域の仕組みをつくっていくことを、特に具体的な制度設計、仕組みづくりについて、第8期でご検討いただきたいと思います。

2番目であるが、モデルエリアでの実践。今申し上げたが、令和2年度から東寺方小学校区と諏訪中学校区の2つのエリアでモデル事業を始めさせていただいた。ただ、先ほど申し上げたコロナが感染拡大した関係でなかなか計画どおりには進んでいないところであるが、資料を一度閉じていただいて、今回この協議会資料の2で3つつけているが、2番目が先ほど申し上げた第7期からの中間報告であるが、3つ目の資料を入れさせていただいているので、そちらをお開きいただきたいと思います。これまで令和3年度具体的な地域での事業がなかなかできていなかったが、ここで再開をしていきたいと思っている。令和3年度のエリアミーティングで、ちょうど今週末になるが、12月の12日から3回のワークショップをやりたいと思っている。1月と2月である。基本的に楽しいを地域で実現していくという大きなテーマを掲げ、まず自分たち、まずそれぞれの市民の方にどういった特性があり、どういったことに向いているか、まず自分のことを知っていただくところから始めて、その後2回目が地域を知っていく。さらにそういった楽しいと思えるようなものを地域の中でどのようにすれば実現できるかといった内容で、今回3回のエリアミーティングを行っていきたいと思っている。こちらが東寺方小学校である。

2つ目が諏訪中学区。諏訪中学区と令和3年度から始めた青陵中学区、資料はまた1にお戻りいただきたいと思います。諏訪中学校については令和2年度から、今年度から青陵中学校についてもモデルエリアに追加させていただいたが、こちらについては、このエリアを対象とした地域福祉推進委員会が動いているエリアでもあるので、この地域福祉推進委員会の動きと、今回こちらの2つのエリアについては、若者会議のコアメンバーが立ち上げた合同会社 MichiLab と一緒に、この地域福祉推進委員会で行っているような事業、またそれ以外にも地域の方、また事業者の方等と一緒に様々なイベント等を開催しているところであるので、そういった既存の組織体をどのように活用できるかという視点で、こちらについては行

っていきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際協議会を暫時休憩する。

午前11時58分 休憩

---

午後 1時00分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会3番、市政施行50周年記念事業について、市側の説明を求める。

田島企画課長 では、協議会の資料3をお開きいただきたいと思う。資料を2つつけているが、最初のほうである。一般質問でもいいじま議員からいただいたが、50周年記念事業の進捗の関係でご報告をさせていただきたいと思う。ご案内のとおり、令和3年の11月1日で多摩市は市制施行50周年を迎えた。これを記念して幾つか記念事業を行っているので、そちらを議会にも報告させていただきたいと思う。

1番目がタイムカプセルのセレモニーの関係である。こちらについては、市制施行10周年のときに40年前に埋めたタイムカプセルの発掘と併せて、今回新しいタイムカプセルも埋めさせていただいて、こちらについては30年後2051年の11月1日前後にまた改めてその発掘をしていきたいと思っている。当日は40年前、児童館の皆さん、児童館のお子さんたちが中心になってタイムカプセルを埋めたところであるが、そちらの方、当日7名ほどの方に来ていただき、また、新しいタイムカプセルは同じように各児童館、今回10館あるので、代表で10名のお子さんたちに参加をいただいたところである。こちらの発掘したタイムカプセルの内容の一部にはなるが、写真の一番右側である。図書館の本館入り口入って左側のところに展示を図書館にご協力いただいて今やっているところであるので、こちらについては、1月31日までスペースをお借りして展示させていただいている。

2番目が、50周年記念誌になる。こちらは、予定が1か月遅れたが、

12月1日付で刊行させていただいた。議員の皆様には、前日の11月30日付でお配りしたところである。こちらについても、特に市制施行50周年と、ニュータウンの開発、ニュータウンの入居からとほぼ同じ年次であるので、そういった形で特にニュータウン開発機構の歴史等についてかなりページを割いて作らせていただいたところである。様々な年代の方に読みやすいようにということでかなり、ご覧いただいた方にはおわかりかと思うが、画像、写真やデータ、表等を多く入れて、読みやすい内容で作らせていただいた。多くの市民の方にも執筆にご協力いただいて完成したところである。1,500部作り、今の売店とヴィータ・コミュニネの7階でも販売をさせていただいているところである。また、ちょうど12月中旬より図書館で行っているデジタルアーカイブでも公開予定と資料には書かせていただいたが、ちょうど本日付からデジタルアーカイブでも公開ができた。そちらについては多摩市公式ホームページから図書館のホームページに入らせていただいて、デジタルアーカイブというところを開いていただくと、この記念誌の内容についてデジタルアーカイブ上でもご覧いただけるようになっている。

続いて3点目、次のページ、こちらも市民の方が中心になったTAMABASEという実行委員会で企画して、今回この50周年を記念してオリジナルビールをつくっていただいた。こちらについては、市内の小山酒店からもご協力いただいて、そちらから販売をいただいているところである。こちらについても、先週グリナード永山でも特設会場をつくっていただけて販売したところであるので、今4,000本ぐらいこちらの注文と販売があるが、引き続き販売をしていきたいと思っている。

4点目が、50周年物語ということで、多摩市にゆかりの多い市民の方々の様々なドラマの記録を映像にしたものを今作っているところである。最終的には50人の方にご出演いただきたいと思っているが、今現在のところ19人の方の動画が完成しているので、YouTube上で動画配信をしているところである。

最後、5点目であるが、市民企画事業ということで、こういった行政だけでなく多くの市民の方々に50周年を記念して様々な事業やイベントに

「50周年記念事業」という冠をつけて今実施いただいているところであるので、今現在、次の資料で、細かくて恐縮であるが、24事業ほど今年度としては、市民企画事業としていただいた事業がある。また、併せて、こちらについては一般質問でもお話ししたが、50周年記念事業については今年の9月から来年の8月までという1年間で行っていきたいと思っているので、今令和3年度事業としてやっていただいているが、併せて令和4年度事業として令和4年の4月から8月末までに行っていく事業についても、今ちょうど募集を開始させていただいたところである。また、こちらは令和3年度と4年度にまたがって記念事業をやっていくことしているので、特に令和4年度、パルテノン多摩がグランドオープンした後に記念イベント等を行っていく予定もあるので、その詳細が固まったらまた改めて議会にはご報告をさせていただきたいと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4、多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 令和4年3月議会に上程をさせていただき予定の手数料条例の一部改正について事前にご説明するものである。コンビニ等のマルチコピー機で証明書類を交付するコンビニ交付については、本市では令和元年9月から開始したところである。その際、効果的なPRや利用促進を目的として本則に定める300円の交付手数料を3年間の限定で150円に減額する条例の附則を設けている。令和4年8月に、その附則による減額期間が終了することから元に戻るとというのが通常なわけであるが、さらなるコンビニ交付の拡大を図っていくという観点で、今度令和4年9月から令和7年8月のこの3年間を対象とする新たな附則を設け、200円に減額するという規定を設けるといって改正を予定しているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会 5、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 こちらの案件についても3月議会に上程をさせていただくマイナンバー条例に本市の独自利用事務を追加する条例改正を予定しているところである。2番目の経緯というところに書かせていただいているが、心身障がい者医療費助成事務については東京都の所管であるが、その認定事務については都の条例に基づいて各市町村で行っているものである。令和3年3月に東京都が個人情報保護委員会に対してこの事務を連携対象とすることの要望を行い、承認される見込みとなった。これを受けて東京都では、本事務でマイナンバーを取得することができるように都の規則改正を行うとともに、各市町村に対し条例改正、規則改正の例を示した上で、利用を検討するように通知したところである。本市においても条例改正をすることで、今までは申請時に課税証明等を添付していただいていたが、それを省略可能とすることで受給者の事務軽減を図るという目的で条例改正を行うものである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会 6、多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 多摩市役所本庁舎建替基本構想の策定に係る進捗状況で、さきの9月の協議会で策定方針の策定をしたということで、課題や検討のポイント、検討の体制といったものをご説明させていただいた。その後の進捗状況として、有識者懇談会を設置させていただいた。建て替えに伴う検討事項その他について有識者から提言、意見をいただくことにしている。5つの分野から委員を選定している。地方自治制度、働き方、街づくり・建築、DX、防災で5名の方を選定している。

今後の開催予定であるが、第1回を12月17日金曜日、来週である。16時から18時まで本庁舎301・302会議室で開催する予定である。

傍聴については、先着10名程度で考えている。こちらについては会場の都合ということをご了承いただきたいと思う。第2回については、2月下旬を予定していて、場所については今選定しているところである。第1回、第2回では、この方々に今後の本庁舎建て替え検討のポイント、論点について15分から20分程度お時間をいただいでご講義いただくことにしている。第1回については、地方自治制度について伊藤正次先生、防災について中林先生からご講演をいただく予定である。第2回については、残りの3名の方にご講演をいただくことで考えている。

また、2つ目の市民アンケートの実施である。こちらについても市民ニーズを把握するため、無作為抽出で1,000名程度、来年の1月に発送してアンケートを取っていきたいと考えている。簡単であるが、進捗状況としては以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7、多摩市ブランドビジョンの決定について、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 多摩市ブランドビジョンの決定についてご報告をさせていただく。

資料の1つ目で、「ブランドビジョンの決定について」という資料があるのでご覧願う。前回10月の常任委員会の勉強会のときに、シティーセールス戦略についての方針をご報告させていただいた。その際に、まだ決定はしていなかったが、併せてブランドビジョンを決定して使っていくというご報告もさせていただいたところであるが、改めてブランドビジョンについての決定についてご報告させていただく。

11月1日号のたま広報で、1面まっ黄色のところで書かせていただいたが、これまでシティーセールス戦略に基づいて行ってきた活動のレビューを行い、今年戦略を更新した。いろいろな活動をしてきたが、個々のニュースが多摩市の価値としてストックされていくのはなかなか難しい、明確な多摩市のイメージが構築されていかないという状況があったので、多摩市とはこういうものなのだという価値をつくり、その上にそれぞれのファクトを重ねていくこととした。

2番目、ブランドビジョン選定のポイントである。どのまちにもなじむ言葉ではなく多摩市を想起させる言葉、戦略ターゲットである20代30代に響く住みたくなる言葉、SNSやホームページ上で機能し、行政言葉に見えないカジュアルな言葉、社会課題に最先端で取り組んできた多摩市を体現していること、新旧の是非、古いものを否定する、排他性を感じさせないコピーであること、未来志向の本市の新しい施策の旗、シンボルになることというところで考えたところである。

決定までの経緯はそこに書かせていただいているが、コロナ禍でもあり、なかなかワークショップ等々はできなかったが、シティーセールスの推進調整会議で、戦略方針の方向性と併せてブランディングの推進を共有させていただいた後、理事者にも共有をさせていただき、推進調整会議の中でも先進事例研究チームを企画政策部の主査級でつくらせていただき、そこを中心に市内のステークホルダー、あるいは職員の戦略ターゲット層20代30代を対象にヒアリングなどを行った。

次のページの4番目、「くらしに、いつもNEWを。多摩市」ということで、その下にブランドステートメントを書かせていただいている。

このステートメント、意味としては4つのNEWが込められており、都市の様々な課題を新しいアイデア、あるいはDX、IoTなどの最先端テクノロジーによって解決していく、市民一人ひとりにとって最適な暮らし方、生き方が実現できること、誰一人取り残すことのない優しい都市になること、ニューノーマルの時代に向けて暮らしやすさをさらに強化すること、環境の整備などによって職と住を兼ね備えた都市になること、温故知新の都市であること、50年の間に培ったまちの財産を生かしながら未来へと進化を続けることという、市民の方もしくは市外の方、これから市民になられる方へのお約束の言葉、もう一つ言うと、こういった気持ちで我々行政職員も仕事をしていこうという言葉になる。

6番目、今後の活用についてであるが、こういった言葉だけが先行したり、あるいはマークだけが先行したりするのではなく、この言葉に合った仕事をしていこうということで、全庁的にこの「くらしに、いつもNEWを。」という言葉を使いながら施策を進めていきたいと考えている。

秘書広報課が進めていく例であるが、10月1日に一橋大学と協定を結ばせていただき、未来洞察（フォーキャスト）という形で未来の多摩市を考えようということで学生と一緒に研究しているところである。これ大変難しい学問であるので、私が一言でこうであるとは言えないが、要は10年後ぐらいの少し先の未来、社会はどうなっているのだろうかということをもまず集め、それを多摩市に落とし込んでいく、そこから多摩市がどのような10年後を迎えているのかを最終的に今年度中にアニメーションにしていく。

これは絵に描いてしまっただけではいけないので、全庁に展開しながら施策に活用していただきたいと思っている。そのほか、パートナーシップ制度も始まるので、こういった「暮らしに、いつもNEWを。」という言葉を使ってアピールしていく。また、パルテノン多摩のプレオープン、あるいはグランドオープン、ニュータウンサミット、あるいはかわまちづくり等々、まさにこれから多摩市が新しく動き出す場面でこういったロゴ、言葉をいつも使わせていただきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8、令和4年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等について、市側の説明を求める。

渡辺総務部長 協議会の次第の8から10は総務部の案件であるので、各課長より順次説明させていただくのでよろしく願います。

櫻田総務契約課長 令和4年度の多摩市公契約条例における労務報酬下限額等についてお話しさせていただく。こちらについては、多摩市公契約審議会から令和3年10月4日付で、答申書その1の内容に基づいて令和4年度の労務報酬下限額を以下のとおり決定したというご報告になる。

まずは令和4年度の公契約条例の運用における基本的な考え方についてお話しさせていただく。こちらについては、令和4年度においても令和3年度の考え方をおおむね継続して運用していく、あと令和2年度の公契約審議会の答申書で書かれて提出されていた課題・改善などへの対応につい

ての方針、こちらの内容を課題として引き続き検討させていただきながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済、雇用等への影響も引き続き注視しながら臨機応変に対応していこうということで議論をしている。その中で、令和4年度の当該下限額については、東京都の地域別最低賃金額の動向を鑑み、新型コロナウイルス感染症拡大による経済、雇用等の影響を踏まえ、諸般の事情を考慮し、各業務の労務報酬下限額の増額状況を考慮して設定したものである。別紙については、その内容について経過が載っているため、2ページ目、3ページ目はそういった形で参考に見ていただければと思っている。

2番目の運用にあたっての考え方で、決定した労務報酬下限額を提示させていただいている。①については、工事又は製造の請負契約という形になる。基本的に（a）熟練労働者と言われている方については公共工事設計労務単価、令和3年10月1日最新のものの90%、そのほか（b）熟練労働者以外の者については1,103円に決定している。②業務委託については、多摩市の個別での業務委託の個々の案件それぞれについて、こちらに載っているような形で金額を提示させていただいている。最後、下のところ、こちらの個別業務委託以外の業務委託と指定管理協定を結んだものの下限額が1,075円という形で一覧表になっている。これが決定の内容である。こちらは、多摩市公式ホームページにも掲載している。

そのほか、（2）多摩市公契約条例第7条第1項第1号に規定する割合、こちらは工事の熟練労働者といわゆる未熟練と言われている熟練労働者以外の方の割合になる。1回の工事に当たり、熟練労働者の方々を80%以上持とうということでこちらの割合を決定させていただいている。

（3）については、令和4年度の業務委託の対象事業で、令和3年度の対象事業の方々を引き続き事業対象とし、令和4年度新規対象事業については今後の予算の要求の状況を踏まえて検討するというので、こちらの答申書の内容から決定をさせていただいている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9、多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

岩田文書法制課長 9番、多摩市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明する。資料としては、本文と、参考として資料1、資料2をつけさせていただいた。本文の説明をする。

改正の概要であるが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の附則第2条の施行期日が、政令が出て令和4年4月1日と定められたので、これに伴い、多摩市個人情報保護条例で引用している関係規定の整備を行う。附則第2条というのは、こちらにあるように法律の廃止の条文である。行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律になる。こちらの法律は、令和4年4月1日に個人情報の保護に関する法律に統合される。そのため、多摩市個人情報保護条例で引用している部分について改正する。

改正の内容であるが、第8条で引用している独立行政法人の関係の法律を、個人情報の保護に関する法律の該当条文に改正するものである。そのほか、必要であれば所要の規定整備を行う。

施行期日は令和4年4月1日、来年の令和4年第1回定例会に提案させていただき予定である。

多摩市個人情報保護条例に関しては、本格的な改正はその翌年度、令和5年4月1日の改正を予定している。提案する議会は、令和4年第4回多摩市議会定例会に提案させていただき予定である。これについては、国が新しい個人情報保護法のガイドラインを今作成中であり、それが整ってから様々な検討事項を検討して随時こちらの総務常任委員会の協議会に報告させていただきたいと思う。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 2回ほど一般質問をする中で、やがてこうなるだろうということで部長ともやり取りさせていただいたが、今もご説明にあったように、多摩市にあるのは行政、民間と独立行政法人が一体化したものになっていくというのは、私は今までのこの行政というのは非常に重要だと思っているが、これは国の法律、政令等で縛りをかけられ、一本化する方向に向かうのかな

いという状態に今なっているのかどうか、その辺についてまず伺う。

岩田文書法制課長　こちらはデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律であるが、個人情報の保護に関する法律の改正が出され、それは今年の9月1日に施行されている。したがって、こちらがもう成立しているので、法律としてはこちらを行うという形になっており、それに伴って各地方公共団体の条例についても、基礎となる法律が変わるので改正が必要になるという形である。

橋本委員　条項の一つ一つは、これから見ていっても、どれが危ない、どれがおかしいというものではないが、結局使い勝手として一旦リセットして全部一括のものにすると出されて法律もということで、このデジタル庁ができて共同化や集約化が動いていく一つの情報システムのあり方として掲げられているとなると、国の基準一つに合っていると確かに動くときは楽であるが、今まで私たちが地方自治の中でやってきたことは消えていってしまうのかというその辺りを改めてこういう段階を経る中で危惧するが、法律は法律であるとして、その辺を自治体としてどう受け止めているのかお答えいただきたいと思う。

岩田文書法制課長　個人情報保護法について改正されるが、やはり眼目は個人情報をいかにして保護するかが個人情報保護法の趣旨であるので、それが変わることはないと思っている。多摩市の個人情報保護条例についても、今までかなり細かく個人情報保護のことをやってきた。新しい法律になっても、現行の改正された法律の中で、今までの個人情報保護のレベルをなるべく下げないような形で条例を規定していきたいと思う。新しい法律については、かなり一体化される形で、今までのような市町村が判断するという部分がかなり少なくなっていることは事実である。ただし、その中でも審議会の継続という形で、なるべくレベルを下げないように規定していきたいと思っている。

橋本委員　具体的な条例がかけられる時点でまた意見等を申し上げるつもりでいるので、私自身も勉強していきたいと思う。

渡辺委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10、「多摩市消防団条例」及び「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正について、市側の説明を求める。

城所防災安全課長 それでは、「多摩市消防団条例」及び「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部改正についてご説明させていただく。

経緯としては、非常勤特別職である消防団員に対して現在多摩市消防団条例と非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて、いわゆる年額報酬、はたまた1回出動した場合にいただける各種手当を我々は支払っているところである。しかしながら、総務省消防庁の通知「消防団の報酬等の基準の策定等について」という文書が出され、これにより我々もその助言に基づいて報酬の見直し、また、それに関係する必要条項の見直しを行い、条例の一部改正を予定しているところである。

この消防庁の発出において市が対応する部分であるが、次の改正内容となる。今現在、出場手当、訓練手当、警戒手当、技術手当といったものを手当として支払っているが、これを一括報酬とする。そして、この出場手当であるが、今は火災でも自然災害でも出場手当という一つだったのであるが、最近自然災害も増えてきたというところもあり、消防団員の負担に見合った形で出場報酬を変更することとし、自然災害出動報酬（1日）、同じく（半日）、火災出動報酬の3つに分け、先ほど申したが、それぞれの負担に見合った形の手当の方式に変えていくということである。

また、この施行日は4月1日に予定しているところであるが、これに伴って本条例の対象となる消防団員には、分団長会議のほかに、個別の説明会、また今ウェブが使えるので、そういったものを使いながら丁寧に説明ができればと考えているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 私詳しくないのだが、手当は基本用途別に支給されるような印象で、報酬となると仕事をした対価、通常はそういう考え方になると思うが、この出場手当を1日、半日と小分けするというのもわかるが、あとの訓練手当や警戒手当というのは名称が変わる整理ということか。

城所防災安全課長 言われるとおり源泉徴収等いろいろ税制の部分の変更はあるが、出動

報酬以外の3つのものに関しては、基本的に名称の変更、あと金額はそのままスライドという形で支払うことになるかと思っている。

池田委員       ここにはないが、例えば階級によって、あるいは入団年数によって報酬に違いはあるのか。

城所防災安全課長   今こちらに書いてある出場手当以下の4つについては階級別の差異や変更、金額の違いはないが、もともともらえる年額報酬はもちろん団長から分団員まで全て細かく階級が決まっており、例えば現時点で一番多い団員は年間で8万2000円といった形で定められているので、こういった金額もこれから精査しながら決めていければと思っているところである。

池田委員       基本となる金は皆違うのだが、この手当を報酬化するというところについてはみんな同じだということか。承知した。

それで、ここにも米印で書かれているが、年額報酬額の見直しは本当に大事だと思っている、今火災は多分減っているのだろうが、自然災害という中では警戒も含めて出動していただく回数は本当に増えていると思うし、この消防団の方たちにお願ひし期待するところはこの多摩市内でも大変多くなってくると思うので、これは全国的なことかもしれないが、しっかりと検討していただきたいと思う。この条例にはあまり関係ないかもしれないが、入団していただく方の減少が報酬と同時に気になるというところでは、確度的に考えると、新規で入っていただく人を確保する一方、継続して長く勤めていただく、1年程度で簡単にやめないでいただくためにはその負担軽減と効率的な活動が非常に大事になってくるかと思うが、その辺の改革というか、もちろん確保のためにはいろいろな声かけをし、学生に入っていただいたり、いろいろなPRもしていかなければいけないし、イメージアップもしていかなければいけないと思うが、一方で、活動の見直しというところも何か考えていかなければいけないのではないかという気がしないでもないが、その辺のお考えだけお聞きしたいと思う。

城所防災安全課長   全国的に消防団員は減っていて、特に全国的な話であるが、20代30代の入団が減っているということがデータとして出ているところである。多摩市においても同じような形が増えているのと、また、せっかく分団長まで務め上げたのに辞められないで、必要で残っている方もおられる

が、そのまま分団に残っている方もおられる。そういった形では、その組織が魅力ある組織、また友達を誘いたい組織でないといけないかと思っ  
ているので、今国から出ている処遇改善の中で、お金だけではなく消防団の  
ありようを今一生懸命検討しているところである。具体的には、消防団員  
の若い方々に集まっていただいて、グループワーク方式で年3回今年やっ  
た。ちょうどコロナで活動がなかったものであるからそういったこともで  
きて、今若い子たちがどうやって考えているのか、はたまたどのような組  
織を望んでいるかという意見を聞いて、今これから予算化できるものは予  
算化する、また予算がなくても工夫一つで組織を変えられるところがいろ  
いろあるので、そういったものは時を待たずに本団に提案し、できる限り  
採用していこうと思っているところである。いずれにしても、多摩市消防  
団が、今もそうであるが、これからもより魅力ある組織となるように、本  
団含めて一生懸命検討しているところである。

渡辺委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

11、新型コロナウイルス感染症への取組状況（11月30日現在）に  
ついて、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長   それでは、本件については私からご説明させていただき、以後の案件  
については直接課長からご説明させていただくので、ご了解をお願いした  
いと思う。また、この後の案件として出ているものについては、私の説明  
は概略だけにとどめさせていただければと思う。また、本報告については、  
9月議会以降動きがあった部分のみのご説明ということでご了承いただけ  
ればと思う。

それでは、Iの経済対策をご覧いただきたいと思う。1番の貸し付けや  
融資等を受ける際に必要となる証明書類の交付手数料の減免の状況につ  
いてである。実績のところをご覧いただきたいと思う。発行件数であるが、  
総合計が10月末現在で1,516件である。今年度7か月分である。参  
考までに令和2年度1年間の数字と比較していただくと、あまり落ちてい  
ない部分もある。

続いて、2番目、事業者グループ連携支援補助金についてである。実績については、交付決定が1件、調整中が3件となっているが、つい先日1件交付決定させていただいたので、実際には2件という状況になっている。

次のページをお開きいただきたいと思う。3番のキャッシュレスでGO!GO!多摩についてである。こちらは第3弾の実績、そしてここで補正予算を認めていただいた第4弾の事業概要である。こちらの詳細については、後ほど担当課長からご説明申し上げるのでよろしく願います。

4番目のお弁当マーケットである。9月以降、第7弾として10月19日、第8弾として11月25日に開催させていただいた。第7弾については、12店舗に参加していただき、お弁当の数で約630個、約78万円の売上げとなっている。第8弾は17店舗の参加をいただき、販売個数は集計中である。売上げについては約109万円という状況である。

次ページをご覧くださいと思う。5番目の環境配慮型おうち消費促進事業である。一番下の実績であるが、11月30日現在でエントリーしているところが26店舗、既に補助金の交付決定をして支払い手続に入っているところが5店舗という状況である。

6番目の出店等促進支援金である。こちらは、先日の補正予算の審議でお認めいただいたところである。事業内容については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、民間事業者等の事業の廃止や縮小で店舗や事務所に供する市内の空き床がかなりふえているという状況がある。また、空き床がふえているだけでなくコロナ以前から休館になっているところもなかなか埋まらないといった状況もある。そういった中で、できるだけ市内の働く方の数をふやし、市内の経済を回していきたいということで、新たに出店する事業者の方々に対して費用の支援を行う。支給上限額は100万円で、今の予定では1月1日からを対象にスタートさせていただきたいということで準備しているところである。

その他の取り組みとなる。1番目のセーフティーネット保証に係る認定書の交付である。10ページに実績があるので、そちらをご覧くださいと思う。今年の11月29日までの実績であるが、認定件数は48件という状況である。

2番目の多摩市サテライトオフィス設置事業補助金である。こちらの実績については、11月29日時点でまだ申請がないという状況である。

3番目の多摩市緊急就労支援事業についてである。本事業については、3月の追加補正予算の中でお認めいただいたところである。現在の状況というところをご覧いただきたいと思う。第1と第2期に分けて事業を実施している。第1期については、9月2日から参加企業と求職者の募集を始め、その後参加企業及び求職者向けの説明会を実施している。10月から就業体験、いわゆる派遣・インターンシップを開始しており、9月14日時点で企業の説明会申し込みは127社からあった。実際に参加していただいたのは56社、求職者の説明会申し込み者は41名、事業の参加申し込み数は22名で、11月29日現在で9名の方が内定しているところである。第2期については、10月中旬から企業及び求職者の募集を始め、その後説明会を開催したところである。次ページの上にあるとおり、11月29日現在で、求職者8名の方が研修と事業者との面接準備を進めておるところである。

続いて4番の多摩市緊急経営相談事業についてである。こちらは6月の補正予算でお認めいただいた事業である。現在の状況についてであるが、8月から事業を開始させていただいたところである。11月22日現在で63社からご相談のお申し込みを頂戴したところである。傾向としては、自社で活用できる補助金や助成金があるかといった相談が多いという傾向である。また、事業計画書の作成日や販路の開拓・販売促進といったコロナの影響を受けたことに対する方策としてのご相談も多く承っているところである。こちらについては、本来1社につき5回までのご相談という上限を設けたところであるが、状況に応じて柔軟な対応をしようということで、今5回の上限を超えた案件に関しても柔軟な対応を図っているところである。

5番目の事業承継の個別相談会である。こちらは現在の状況である。相談のコマ数で14コマあり、今5件の申し込みを受けているところである。12月以降も引き続き実施することとし、事業承継のご相談に対して対応していきたいと考えておるところである。

大きな2番目の税制措置についてである。市税の徴収猶予の特例制度であるが、実際の実績件数については、次の5ページをお開きいただきたいと思う。一番上、新型コロナウイルスの影響による納税相談件数で、10月末現在の数字である。令和3年度については、今のところ50件のご相談を頂戴しておるところである。

大きな3番としてその他の取り組みである。非接触型行政サービスの展開等になるが、1番目の市税等におけるスマートフォン決済のところである。令和2年度実績は既にご報告申し上げているところであるが、令和3年度実績については、10月31日までの実績となる。3つのアプリの合計となるが、1億4,884万3,679円、件数は5,564件と、昨年は年度の途中からPayPayとLinePayが使えるようになったことに比べ、かなり利用が多くなっている状況である。

続いて証明書等のコンビニ等での交付対象の拡大である。今年の4月から戸籍証明と課税証明等を追加させていただいたところである。こちらに10月末現在の実績があるが、印鑑登録証明書については、窓口とコンビニ交付を合わせた中で割合では、コンビニ交付がついに2割を超える状況になったところである。

続いて3番目の手数料のキャッシュレス決済の関係である。市民課と出張所のレジのキャッシュレス化をスタートをさせていただいているところである。次ページをご覧くださいと、キャッシュレス決済の実績が出ている。4月のスタートから10月までの合計となるが、回数、金額とも1割以上の利用が今進んでいる。

次のページをご覧くださいと思う。4番の多摩市役所売店ひまわりへのコンビニ交付可能なマルチコピー機の設置である。7月から運用を開始したところであるが、11月28日までの累計で利用者は483人、件数としては643件交付しているところである。

5番のスマートフォンの口座振替登録サービスである。こちらも先日の補正予算でお認めいただいたものであるが、来年4月からの開始を目指して、今までだと口座振替の手続については、市役所または金融機関に直接来て手続をしていただく必要があった。それをスマートフォン上で行うこ

とが可能になるというものである。対象税目については、こちらに記載のとおりである。扱える金融機関が当初スタートでは数が少ないところがあるが、非接触型の行政サービスを推進していくということで、今後取り扱える金融機関も増えていくことになると思うので、こちらの取り組みも前に進めさせていただきたいと考えている。私からのご説明は以上になる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12、「永山マイナンバーカードセンター」について、市側の説明を求める。

片岡市民課長 補正でお認めいただいた永山マイナンバーカードセンターの移転について簡単にご説明申し上げます。まず、今の会場はキャパシティ月2,600件であるが、平均して3,000件を超えている状況であり、今後もさらに拡大するであろうという見込みが立ったので、さらに広いところに引っ越しさせていただく。これは面積が3倍近くなるのだが扱いが3倍になっていないのは、ある程度余裕を持たせて、例えば今窓口が1人がけで大変厳しい、1人来られるともう1人は後に立つ、それが4人家族の場合だと隣のブースと密になるという状況もあるので、まず2人がけができるようなブースにしたり、待合スペースについても同様で、今入れない人は廊下に並んでいただいているが、そういったことのできるだけないようにしたい。あと職員の執務環境にしても、今バックヤードが大変狭い状況で、休所日などに作業をまとめて行ったりしているが、それが日常的に行えるだけのスペース、会議スペースなども確保し、効率よく運用したいと思っている。

裏面をご覧くださいと、スケジュールに関しては、1月から内装工事を開始して3月に終了、4月中に現在の場所で執務をしながら準備を行ってゴールデンウィーク中に最終的な移転を行い、ゴールデンウィーク明けからは次の会場での執務と思っている。令和2年度までは処理の実績、令和3年度以降は予想であるが、このような数となっており、会場も整備したが、それ以外の手法でどうやって乗り切るかも今後の課題としたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13番、「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーンの実施状況について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーンの実施状況についてご報告する。こちらについては、9月の総務常任委員会もご報告しているが、第3弾について数字が確定したので、再度ご報告させていただく。

第3弾については、大手中小で差をつけ、7月15日から8月31日までの48日間で実施した。総決済額としては約6億2,511万円、総還元額については、約7,612万円、利用者数については、大手と中小で重複があるが、4万4,609人の方のご利用をいただいた。

第4弾については、今年の12月24日から来年の1月31日まで。こちらについては、全店舗付与率については30%、付与上限については1回当たり3,000円、期間内1万5,000円で実施する。

次のページをご覧ください。第3弾キャンペーンの実績の決済額の内訳になる。こちらについても9月の総務常任委員会でご報告させていただいており、大幅な数字はないが、大手店舗、大型商業施設に入っている店舗として15%、中小店舗として30%という差をつけた結果、大手企業については約83.4%の決済額、中小企業と中小店舗を合わせると約16%の決済額となっている。

2番目の「あんしんスマホ教室」の実施状況になる。こちらについては、昨年年第1弾からスマートフォンの操作に不慣れな方に向け、高齢者を中心として実施していたが、第3弾については、さらに「あんしんスマホ教室」として、市内公共施設で実施してきたところ、コロナ禍で家族が集まることも難しい、結果としてスマートフォンを持っていても教わる人がいない、困っていたといったようなご相談を多く受けた。こうした市民の方にお答えするために、総務省の利用者向けデジタル活用支援事業で市内事業者と連携し、9月、10月にも同様の講座を実施した。その結果、7月から10月の実施結果になるが、計39日間、開催回数としては73回、

参加者数としては390名となった。こちらは、第1弾から合わせると約2,000名の方にご参加いただいている。

第4弾の今後についても、12月に全8日間で14回、各回定員8名の予約制で実施するが、今日現在も92名の方のご予約をいただいているところである。

次のページ、「中小店舗情報まとめサイト」の公開で、こちらについては、第3弾、第4弾においても、市内中小・個店のキャッシュレスによる販売促進を促すために、中小店舗を中心とした店舗の紹介サイトを公開している。こちらについては、第4弾のキャンペーンが終了した後も、残高付与の期間も含めて来年の3月31日まで公開するというので、中小企業店舗のさらなる集客力の向上に結びつけるような仕組みを取っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 確認をさせていただくが、あんしんスマホ教室でスマホの操作等、本当に初めてスマートフォンを使う方を対象に行っていたのは私たち公明党としても推進をさせていただいているのでありがたいと思うが、ここで「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーンのアプリも入れて、きちんとアプリが使えるような指導もしっかりとしていただいているのか。

三浦観光担当課長 こちらについては、入門編と応用編という2種類に分けており、入門編ではスマホの基本操作からカメラの使い方、また応用編についてはもう少し高度な部分についても行うが、当然キャッシュレスのアプリの入れ方といった部分についてもご案内させていただく。

池田委員 多分そこでいろいろと説明はあっても、実際に入れられるかどうかというところまでフォローがとても大事かと思う。一度入れてその場ではできても、また自宅に帰ってしまうとできなくなるということもあるので、やはりフォローが大事かと思うが、その点はどうか。

三浦観光担当課長 こちらのあんしんスマホ教室については、予約制で各回定員があり、先ほど申し上げたようにかなりの人気があるということで複数回応募される方もいるし、さらには市内のauショップでも引き続きご案内等をさせていただいているので、そういった部分のフォローは、今回のスマホ教室

の部分も含めて体制をとっている。

鈴木市民経済部長 補足させていただくと、職員が扱っていただいている中小の店舗へ伺った中でいただいた話であるが、やはり池田委員が言われたように実際に店舗へ行って、使い方がわからなくなってしまったと言うお客様がおられるが、その場合には店舗でも親切丁寧に教えて、やっていただいているといったお話を伺っている。ここでたま広報にキャンペーン実施の掲載をさせていただくが、店舗を紹介する中で、店舗からそのような対応をしたという声も入れながらPRをしていきたい。

池田委員 アプリ入ただけで終わらなくてチャージもしなければいけなかったり様々あるので、多分そのフォローを店舗でもやっていただける、あとWi-Fiがつながりにくい等いろいろあるので、そういうところまで全部習得していただくのは、私たちでも結構どうしたらいいのだろうと思うときもあるので、丁寧な対応をお願いしたい。今重複というか、1回だけではなく2回3回申し込むことも可能なのか。

三浦観光担当課長 今あんしんスマホ教室については、先ほど申し上げた予約制となるので、空きがあればまた予約申込みができる。前回の9月まで行われたものについても、複数回申し込んでいる方もおられる。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14、キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会進捗状況について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会の進捗状況についてご報告する。こちらの設立準備会については、第8回を10月27日に実施した。こちらの内容については、第6回の運営計画の策定に向け多摩センター地区の各施設、団体などにおけるCMAの組織構成上の位置づけや各施設が保有する利用状況、共有方法、CMAの活動計画・進捗状況などについて、また第7回の中間報告でまとめたCMAの目指すべき活動の方向性を基本とした中央公園周辺施設の回遊性とにぎわいの創出のため、他市の事例を参考に具体的な手法の議論、キャッチフレーズ・組

織名称の絞り込み、パーク P F I 事業者の選定状況及び準備会のスケジュール、CMAの体制、運営費などについて協議した。そちらを含めて、別紙にある運営計画、準備会の素案になるが、内容詳細について現在まとめているところである。

別紙をご覧くださいと、こちらが先ほど申し上げた設立準備会での素案で、今後公園事業者と調整していくので、内容が変わる可能性がある。

サイドブックス上で3ページになるが、まず概要である。設立の経緯ということで、多摩中央公園及び公園内施設などが機能を最大限に発揮し、お互いの施設を行き交う仕掛けづくりをして結び合わせることによって多摩センター地区の回遊性とにぎわいを創出し、エリア価値を向上していくという理念に基づいて中央公園内施設が連携して多摩センター地区の活性化が実現していくためにCMAの連絡協議会を設立する。ステップ1ではCMAの連絡協議会の前段となる準備会を設立し、ステップ2では施設管理者、利用者が連携して活動を進めるプラットフォームになる組織を設立、多摩中央公園や公園内施設がフルオープンした後に本格的なクリエイティブ・キャンパスが可能となるステップ3へと移行していくことなどの設立の経緯を記載した。

5ページ目になるが、活動目標（目指す姿）として、ニュータウン計画当初から社会の価値観は大きく変化した。そこで多様な施設が立地する多摩センター地区のポテンシャルを生かして、文化・芸術・学び、緑といった各施設が本来持つ特徴的な機能を最大限発揮させ、それらをつなげることで単なる施設空間から利用者や来訪者の居場所にしたいところへ生まれ変わらせていく。訪れる人の生活の質の向上、帰属意識の醸成が、多摩センター地区のエリア価値を向上させ、ひいては多摩ニュータウンの再生へと展開されることを活動目標、目指す姿と記載した。

次、6ページ目、繰り返しになるが、活動目標（目指す姿）として、多様な属性・多世代の人たちが気軽に訪れ、日常的・多面的に場を使いこなすことで、一つの場の機能のみではなし得ない空間的価値を持たすことを目指す。訪れる人々の緩やかな帰属意識を育み、多摩中央公園及び公園内施設がプラットフォームとしての役割を高めることで多摩センター地区に

おけるにぎわいの面的広がりをもたらすことを目指す。

こちらを達成するために、7ページ目になるが、組織の活動目標として、1番目で、まちと公園の共創によるエリア価値の向上によって施設間や公園と多摩センター地区、大学との連携した取り組みやイベント、情報発信を進めることで、誰もが利用できるから利用したくなる空間を創出する。2番目の活動目標として、公民の多様な空間を市民活動やにぎわい拠点に活用する。また活動目標の3番、施設利用者・地域住民が主役になれる仕組みの構築、これによって施設利用者（ゲスト）から主体（ホスト）になることで、多様なグループがやりたいことを企画し、新しいコミュニティが形成され、互いに刺激し合い、よりよいプログラムの実施、公園を核としたコミュニティが形成されることを目指し、併せて公共空間施設が訪れる人の居場所となっていくことでエリアの価値を向上させていくことを目的としている。

8ページ目になるが、キャッチフレーズ・組織名で、CMAではなかなかわかりづらいというご意見もいただいております、準備会の中では、現時点となるが多摩センターC o C o r oキャンパスという案が出ている。こちらについては、そこに行けば誰かに会える、何かが始まる、そんな日常プラスアルファを体験できるまち、ふらっと、ぷらっと訪れると、みどり・歴史・文化・芸術・人の優しいに触れ合い、楽しめる、居心地の良い空間で時間を過ごせるまち、そういった意味合いを持たせている。ただ、こちらについても、今後事業者などと調整して、名称とCMAを含めて皆さんに認識してもらおうようにわかりやすくしていきたいと考えている。

9ページ目、組織になる。組織及び構成委員の役割・位置づけで、訪れる人と施設やテーマをつなぎ、柔軟かつ効果的に創造的な活動を可能にする環境を形成することによって居場所を構築する、中間支援的な組織としての役割を担う。

構成委員の役割分担と体制であるが、施設管理者・運営者と施設利用者、事務局で構成する。事務局は、中央公園の公募設置管理制度に基づいて、事業者がその役割を担う。事務局機能を有する窓口を設置して運営する。

また、多摩センター地区の活性化との連携を図るため、多摩センター地

区連絡協議会とも連携して、その調整は多摩市、主に経済観光課が担っていくと考えている。設立時は、表にあるような体制、準備会委員を基本に構成して、活動の進捗に伴って構成員の拡充を想定している。

15ページ目、活動計画になる。活動計画として、活動の企画・調整、情報共有等を行う定例会議を定期的に月1回程度開催する。

次のページの16ページ目になるが、連携事業で、施設間、公園の多摩センター地区などが連携したイベントの実施や、ステップ3の展開を見据えたボランティアや大学などとの連携を通じた自主的な活動への展開支援、人材発掘・育成を行う。また、公園及び公園内施設のオープニングイベントを実施するといったことを記載させていただいている。また、オープニングイベントについては、公園及び公園内施設のオープニングに合わせて連携したイベントを行いたいと考えている。

18ページ目になる。協働活動で、構成委員の相互理解や連携を深めることを目的した協働活動を実施する。施設や空間の利用の簡素化・迅速化に向けた仕組みの構築を検討していく。

次の19ページ、広報活動になるが、こちらは活動を周知し、活動の拡大への展開を図り、多摩センター地区全体の魅力を発信することで帰属意識を高めるための広報活動を実施する。広報活動の基本的な考えとして、各施設が持つホームページなどに他の連携施設のバナーやイベント情報を掲載するといった既存ツールの相互利用の可能性、施設の概要や位置を掲載したパンフレット、紙媒体も含めての作成の試行、パルテノン大通りのデジタルサイネージの情報提供など、各管理者の保有するストックを活用した方策を検討しながら、情報プラットフォームの必要機能を具体化していく。

2ページ後の進捗管理になる。4番の進捗管理として、公園や公園内施設だけでなく、多摩センター地区全体の活性化も含めて、目標の達成状況を把握するため、評価指標となるデータを継続的に収集・整理し、進捗の管理を行う。

進捗の評価指標の考え方であるが、活動を通じて、施設間連携、施設の多様な使い方が展開されると、多様な属性の人が多摩センター地区を訪れ

る機会がふえ、活動に関わる人もふえると考えられる。よって、目指す目標の達成状況を来訪者数増加に伴う活性化や回遊性に伴う活性化から、エリア価値の向上によるにぎわいが創出されると考えている。こちらの評価指標の基本的な考え方の図式にあるが、回遊性がふえるということと、来訪者数がふえるという2つの活性化によってにぎわいの向上を目指す。三角形の面積が広くなることによって、また満足度が高くなることによってエリア価値向上を図っていきたいと考えている。

評価指標のイメージとしては、1番の来訪者数に関する指標としては各施設の利用者数など、2番の回遊性に関連する指標としては、滞在時間、立ち寄り施設数のアンケートなど、3番の満足度に関する指標、生活の質向上、心の豊かさなどのアンケートなど、また組織の活動進捗管理として、会議回数、イベント回数、広報回数などを指標としていきたいと思っている。

24ページは、STEP3に向けてになる。STEP2では、施設管理・運営者が中心となり、公園と多摩センター地区の活性化を連携しながら、施設利用を促進する基盤の構築と、民間連携に向けた素地をつくっていくことになる。令和8年頃のSTEP3では、活動の範囲が公園及び多摩センター地区周辺から徐々に周辺エリアに拡大し、施設利用者が自分たちの居場所として公共空間施設を自主的に使いこなすためのプラットフォームとしての組織に展開され、事務局運営も民間が行うことが望まれる。施設の運営・管理者や多摩市は、施設利用者の居場所として活用される公共空間施設の提供等の支援を行いながら、民間主導の活動組織へと移行することを目指す。

2ページ後の26ページ目になる。6番のその他として、活動に必要な予算措置・財源確保の継続的な検討で、STEP3への展開も見据え、自主的な財源確保や事業、会費収入、補助金の活用など、継続して検討を進めていくことが必要となっている。また、2つ目として、運営計画の見直し。この活動期間中は、公園内施設や公園のリニューアルが随時進み、公園やその周辺を取り巻く環境、活動状況も変化することが想定される。状況に応じて多摩市との議論により、運営計画を適時見直し、円滑な運営を

進めていくということで、準備会で今素案をまとめているところである。

その次にあるのは組織規約で、組織を運営するに当たっての規約を今考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

折戸委員 多摩センターの活性化は、中央公園をベースに、そこをプラットフォームとして来場者の数字あるいは回遊する状況といった夢を描いているのだと思うが、数字的に来場者が大体どのくらいならば成功ができるだろう、あるいは回遊状況がどのくらいなら成功と見ているのか。もちろん1年や2年の問題ではないだろうが、それでも夢を描く以上その想定、どのくらいの人で回っていくのか、多分これだけの人数の人たちがこれをやったら必ず来ようという想定数字を描いているのか、いるとしたら教えていただきたいと思う。

三浦観光担当課長 具体的にこの人数が来れば活性化したと言えるという点についてはまだ詳細な部分はないが、今現在多摩センターにも、駅の乗降客数等いろいろな部分で一定の数字がある。ただ、その数字だけではなく、先ほど申し上げた満足度といった部分を含めた場所として来場する方がふえることによって活性化と考えているので、具体的な数値がどうなったら活性化になるのかという部分については引き続き検討していきたいと考えている。

折戸委員 C o c o r o キャンパスというネーミングはされているようであるが、こうだろうと思う数字あるいは評価のあり方をきちんと想定をしていくことが大事かと思う。そうでないと、例えば1年やってこうだが次はどうなのだろうという目標数字なども含めて、民間の協力を得る場合、民間は利潤が出てこなくてはきついだろうから、そういう点ではかなりシビアではないかと思ったので、数字的な評価予想が出て見えるようにしていただくことも大事だと思う。そういう点で努力をしていただきたいと思うが、どうだろうか。

三浦観光担当課長 今各館でも、一定の利用者数についての数字を把握している。当然そこが増えてくるのも一定の指標になるので、どういった指標が活性化になるのか、そこら辺はやはり数値目標を決めて、今後それを達成したのかどうかとも検討していきたいと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて15、令和4年度企業誘致条例の改正骨子(案)について、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 令和4年度企業誘致条例の改正骨子(案)についてである。

まず経緯である。企業誘致条例が令和4年3月31日をもって期間の満了を迎える。ニュータウン内の未利用地の処分が進み制度の対象となる土地がほぼなくなったなど、土地を取り巻く状況の変化や社会課題を踏まえて、まちのリニューアルに合わせた持続可能なまちづくりの仕組みとして条例改正をし、継続を図っていく。本件については、令和3年9月に開催された常任委員会においても説明をさせていただいており、その後の検討状況である。

改正の方向性であるが、税収・雇用の確保とまちづくり計画に沿った開発誘導を目指していく。また、新たな事業所の立地促進に合わせて市内事業者の流出抑制防止を目指していく。

今後の予定であるが、本常任委員会で報告をさせていただいた後、3月の議会に上程させていただく予定である。

次のページをご覧ください。企業誘致条例の改正骨子で、まず1枚目は、別添資料1で現状の制度になる。こちらの誘致地区は多摩ニュータウン内にある新住宅市街地開発法に基づき整備された土地であり、新たに土地を取得して事業所を新設するもので、土地の面積が2,000平米以上または投下固定資産額が3億円以上といった要件があった。こちらは後ほどご確認をいただければと思う。

次をおめぐりいただいて、こちらが現在の市内の状況である。現行の企業誘致条例の役割としては、税と雇用の確保が大きな目的となっていた。しかし、土地を取り巻く状況の変化として、事業所の立地がおおむね進み、未利用地が都所有の2か所のみとなっている。また、南多摩尾根幹線沿道土地利用方針の検討が今進められている状況がある。また、既存地区に開発予定地が複数出てきている。また、定借期間が満了を迎える物件が出て

くる状況がある。こういった状況があるが、下のところ、社会課題を踏まえ、こちらの制度が果たしてきた税金や雇用確保という観点では、今後もこういった制度が必要と考えている。また、まちづくりに沿った企業立地を推進し、まちのリニューアルに寄与する改正を継続する必要があると考えている。一方で、現在都市計画マスタープランや商業活性化計画の改定を控える状況であるので、今後のまちづくりや産業振興の方針が不確定な状況もある。そのページの右下、そこでというところであるが、令和4年度の条例改正では引き続き税金・雇用面の効果を見込める新たな事業者立地推進をするとともに、事業者の多様性確保と、既存事業者立地の流出抑制防止となる制度として、現在大枠の改正を行っていきたいと考えている。

次、ページをめくって、こちらが条例の改正案の骨子である。大きく1、2とある。まず1番目が、新規事業所立地促進制度である。こちらは多摩市内に新たに事業所を開設する企業の立地を引き続き推進するものである。2番目、その下のところであるが、中小事業所立地継続支援制度である。

こちら市内中小企業の市外移転を防ぎ、就労の場維持拡大を支援するものである。骨子としては5つある。真ん中あたりの(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)で、黒く塗り潰してある部分である。こちらが大きな改正部分である。

まず(ア)である。市内全域で事業所設置・移転を可能にするということで、これまでは新住宅市街地開発法に基づき整備された土地、おおむねニュータウン内であるが、それ以外にも開発が進んでいるような状況もあるので、市内全域に対象を広げていきたいと考えている。

(イ)の部分である。取得は中古も対象としたいと考えている。現在は土地を取得して新たに事業所を設置するのが要件となっていたが、今後は定期借地権が切れたりする場合、そこに新たに事業所を設置しなければいけないのかということ、なかなかハードルが高い状況もあるので、居抜きでそこを新たに借りたり購入をしながら企業進出してきたところも、奨励ということで対象としたいと考えている。

(ウ)である。中小事業者の要件の緩和である。現在は事業所の土地面積が2,000平米以上、または投下固定資産額が3億円以上であるが、

中小事業者については投下固定資産額1.5億円以上に要件を緩和し、中小企業も誘致していきたいと考えている。こちらについては、多摩市内に個人事業主と大企業は比較的あるが、その間の従業員数50人から100人の中小事業者の層がなかなかおられないので、そちらを重点的に誘致していきたいと考えている。

(エ) 宿泊施設への特例追加である。こちらについては、多摩センターあたりは、コロナ禍で難しい状況もあるが、研修等で多摩市内に来られた場合にも宿泊が難しく、安く泊まれるところはなかなかないので、例えば近隣の駅に行ってしまうような状況もお伺いするところである。そういったところでは、市内にビジネスホテルなどがあることで市内にとどまっていたら、そこで消費活動をしていただくことを見込んで、今回こちらを追加させていただくものである。

(オ) であるが、市内事業者の増築を対象とするということで、こちらは市内に事業所があるが手狭になったときに市外に転出してしまわないように、その敷地内で増築をしてそのまま居続けていただける場合には対象にしたいと考えている。こちらは中小事業所が対象である。

以上の5点、大きなところを改正させていただきながら、期待する効果としては、一番右のところであるが、税金・雇用の部分と、あと住宅ではなく事業所であったところについては、引き続き事業所を誘致していきたいところである。あと域内消費の拡大を促進というところでは、今申し上げたが、ビジネスホテルなどを誘致することで市内にとどまっていたら、そこで消費活動をしていただきたいと考えている。また、その下は、市内外からの多様な中小事業所の立地・継続を促進していきたいと考えている。

今回の条例改正については、本条例は5年を期限としていたが、今後都市マスタープランや産業の計画なども検討しているので3年を期限とし、3年後にはもう一度見直しをしていきたいと考えている。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて16、中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正につ

いて、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の改正についてである。概要の後段のところであるが、今回こちらの事業資金貸付けあっせん制度について、民法の改正による成人年齢の引き下げ、また関連制度との整合性の確保、運用上の課題を解決するため、条例改正を行う予定である。こちらは3月議会に上程をさせていただく予定である。

改正の内容である。1番目であるが、条例第2条第2号「小規模企業者」の定義の変更である。こちらは東京信用保証協会の小口零細企業保証制度要綱に合わせ、表記を同一のものに改正させていただくものである。

2番目は、利用要件の変更である。民法改正により成人年齢が18歳に引き下げられるので、これに合わせて利用の要件も20歳から18歳に引き下げるものである。

3番目は、中小企業者・小規模企業者の支援金の利用要件の緩和である。現行制度では、法人にあつては市内で1年以上事業を営んでいることが要件となっている。しかし、市外で事業を営んでいた個人事業主が市内で法人化する場合、1年以上法人として市内で継続していなかったことから本制度が利用できないような状況となっていた。そういったことから、個人事業主として事業を1年以上営んでいて、同業種で法人化し、かつ、市内で本店登記をする場合には本制度を利用できるように改正を行うものである。

4番目は、創業支援資金の利用要件の緩和である。現行制度では、創業者個人であれば1か月以内、法人であれば2か月以内に新たに創業するというような計画を有している必要があった。しかし、業態によって計画は様々で、そういった短期間ではなかなか創業が難しい状況もあるので、要件を緩和して時間的な制約をなくすものである。

今後の予定としては、3月議会に上程をさせていただいて令和4年4月から施行させていただきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて17、特定生産緑地の指定について、市側の説明を求める。

渡邊経済観光課長 それでは、特定生産緑地の指定について状況を報告させていただく。

特定生産緑地についてはご存じと思われるが、生産緑地を特定生産緑地に指定することによって所有者が買い取りを申し出できる時期を申し出基準日から10年延長することができるようになった。当初市内の生産緑地は平成4年度から指定を開始し、30年後に当たる令和4年度から申し出基準日を迎えてきて、そちらの申し出を受け付けている状況である。

ページをおめくりいただいて、これまでの経過についてである。令和元年、令和2年とこちらは既にご説明をさせていただいているところであるが、説明会、またお知らせの送付等で漏れのないようにお知らせをさせていただいてきたところである。令和3年1月12日から4月9日まで、今回の申し込み受け付けをさせていただいた。

4番、指定の状況であるが、まず申請者数である。Aの部分が申請者数で、今回受け付けた方は24名である。Bが今回の指定申請の対象者で、38名。Cが全生産緑地の所有者で、117名となっている。

面積である。Aが申請のあった生産緑地で、約3ヘクタールである。今回の指定申請の対象となる生産緑地が約6ヘクタール、Cが昨年度までに指定した特定生産緑地で約17ヘクタール、全生産緑地が約27ヘクタールとなっており、今回対象となる生産緑地に対する申請の割合が50%、全生産緑地に対するこれまでに申請いただいた生産緑地の面積の割合は、こちらの上を書いている右側であるが、74%という状況である。

次ページをおめくりいただいて、今回申請のあった生産緑地については、指定要件を確認した結果、全て生産緑地に指定をさせていただいた。指定の面積、位置及び区域は別紙1及び別紙2のとおりであるので、後ほどご覧いただければと思う。

今後の予定については、年明け1月にまた指定申請受け付けの開始で、対象が平成5年度指定のものと平成6年度指定の生産緑地の受け付けをさせていただく予定である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 生産緑地は、緑を残すということでこれまで30年間大きな役割を果た

してきたと思う。ただ、市民の方にとってはなかなかわかりにくい。議会ではこういう説明の場や都市計画審議会等いろいろな場があるが、今までは棒一本のような感じで、それを見てここが生産緑地だということであるが、新しくこの特定でまた10年延びるのであれば、もう少しそこをリフレッシュして、新たにここがそういう場所だということが市民の方、通行する人にもわかるような形でやったほうがよいと思うところもある。草が繁茂していて見えないところ等いろいろあるので、その辺のところ、ただ延長だけではなく、皆に知ってもらって、この緑は非常に重要で、だから税制上のいろいろなこともあるのだという理解を広げることも行政の役割だと思うが、その辺の考え方を伺う。

渡邊経済観光課長 現在は、今言われたように棒一本の生産緑地という表記となっている。今後、そちらが特定生産緑地となっていく状況であるが、そこを改めて市民の方に広く、そこはそうだとすることでPRしていくべきものなのか、いずれ農地は農地ということで、そこも含めて農地というところを残していったPRしていく必要があるのか、考えていきたいと思っている。

橋本委員 市役所の近隣には非常に巨大な面積がある。だが、それは何げに皆、昭和の昔を感じるというくらいでやっているが、一つの制度の中でやっているということでは、多摩市の原風景、緑ということで、そういうことを意識的にやっていっていただきたいと思う。これは今すぐのご答弁でなくてもよいので、ぜひ検討していただきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 2時38分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時38分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長            渡辺   しんじ